

第百十二回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 八 号

昭和六十三年四月二十六日(火曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君

理事 戸塚 進也君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

理事 内海 英男君

理事 大村 襄治君

理事 森下 元晴君

理事 角屋堅次郎君

理事 渡部 行雄君

理事 鈴切 康雄君

理事 浦井 洋君

出席國務大臣

國務大臣 (内閣官房長官)

小淵 惠三君

出席府政委員

内閣法制局長官

味村 治君

内閣総理大臣官

平野 治生君

房参事官

石川 雅嗣君

総務庁恩給局長

谷野作太郎君

外務大臣官房審

議官

外務省条約局長

斎藤 邦彦君

委員外の出席者

大蔵省主計局共

濟課長

山口 公生君

大蔵省主計局主

計官

若林 勝三君

大蔵省理財局総

務課長

米澤 潤一君

厚生省援護局援

護課長

山岸 親雄君

委員の異動

四月二十二日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

同日

井上 和久君

補欠選任

伏木 和雄君

○齊藤邦彦政府委員(外務省) ただいまお尋ねの条約は、一九四九年の捕虜の待遇に関するジュネーブ条約のことだと存じますけれども、この条約につきましては、我が国は昭和二十八年、一九五三年に加盟しております。したがって、我が国がこの条約の実施の義務を負ったのは一九五三年からでございます。

○渡部(行)委員 この条約は突如としてできたのではなくして、もうずっと以前から交戦法規というものがだんだん体系化されて現在のジュネーブ条約になっておると思いますが、そういう一連の流れというものをあなたは認められますか。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) そのとおりでございます。捕虜の待遇に関しては国際慣習法という形で徐々に形成されてまいりました。第二次大戦の時点におきましては、有効に存在していた条約といましては一九〇七年のいわゆるヘーグ陸戦法規というのがございます。この中に捕虜の労働に関する規定がございます。我が国はこの条約の当事国となっております。それから、一九二九年にも捕虜の取り扱いに関する条約が作成されております。我が国はこの条約には加盟しておりませんでした。これらの条約は、基本的には国際慣習法として成立しておりまして捕虜の待遇に関するいろいろな考え方を成文化したものでございます。

そのほかにも、この条約をつくるに、改めて慣習法の法典化ということではなく、新たに規定した部分というのもございます。ただし、基本的な流れといたしましては、徐々に形成されてまいりました国際慣習法を成文化したということでございます。

一九四九年の条約もこの流れに沿って作成されたものでございます。ただし、この一九四九年の条約になりますと、非常にいろいろ詳細な実務的な規定が含まれております。このような部分につきましては、国際慣習法の法典化という性質のものではなくて、その時点での立法的な性格を持っていたものというふうに考えるべきだろうと存じます。

ます。

○渡部(行)委員 そこで、日本が国際法を適用した最初の戦争というのは大體日清戦争と言われているわけですが。そして日清戦争、日露戦争とあつたこの二つの戦争で、とりわけ日本は国際法を遵守した、こういう一つの世界からの歴史的評価を受けておるといふことをあなたは認められますか。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) そのように評価されているということは、私も承知しております。

条約に関して申し上げれば、一八九九年に作成されました陸戦ノ法規慣例二箇スル条約というのがございまして、日本はこの条約を一九〇〇年に批准、公布しております。したがって、日露戦争に関しましては、この条約の規定を実施する義務というのは日本は条約上の問題といたしましても負つていたということでございます。

○渡部(行)委員 そこで、日露戦争を例にとつて申し上げますと、

日露戦争においては、開戦早々の二月中旬に俘虜取扱規則を定め、次いで俘虜情報局を設置した。さらに、俘虜給与規則——後に俘虜取扱細則を以てこれに代える——、俘虜給与規程、俘虜処罰の件等の法令を相次いで整備した。

これらの法令に基づき、松山その他の地に収容されたロシア軍捕虜は手厚いといつてよい程の待遇を受けた。風俗習慣の相違による多少の軋轢はあつたにせよ、ほとんどの物資は自由に購入でき、捕虜相手の商店が増え、外出や借家住まいまで許されるという待遇は、少なくとも捕虜将校が当時の平均的日本人よりも上質の生活を享受していたのではないかとさえ思われる。

こういうふうになつておるわけですが、これを読んで、日露戦争当時でさえこれだけのことをやつたのに比べて、第二次世界大戦における捕虜の待遇については、日本は一体国際的に見てどういう水準にあるのか、その辺について御見解をお聞かせ願いたいと思ひます。

せ願いたいと思ひます。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) ただいま御質問の点につきまして、私の立場にある者がお答えするのが適當かどうか必ずしも自信がございませんけれども、日本が負つておりました条約上の義務ということでお答えさせていただきますとすれば、日本は一九〇七年の陸戦法規に関する捕虜の待遇に関する規定を実施する義務を負つておりました。

そのほか、それに加えて、先ほどもちよつと申し上げました一九二九年の捕虜の待遇に関する条約、これは日本は加盟いたしませんでしたが、一方的な意図表明として、連合国に對しまして、日本はこの条約の当事国としての義務を負つていないけれども、この条約の規定に沿つた取り扱いを捕虜に対して行う意向であるという通告をしていたと承知しております。

○渡部(行)委員 そこで、第二次世界大戦というのは何も日本兵だけが捕虜になつたのではなくて、日本に對しても米兵や英國の兵士が日本の捕虜になつたのは御承知であらうと思ひます。この際、一体日本は何法に基づいてこれらの捕虜に對して待遇をしたのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) 基本的には、あらゆる國家を拘束していると考えられます捕虜の待遇に関する一般國際法、慣習國際法に従つて日本は捕虜の取り扱いをしたというふうに承知しております。

○渡部(行)委員 そうすると、國際法の慣習に従つて對処したと言われると、やはり加盟期日としての義務は生じなくとも、當然に戰爭法規の準用と申しますか、遵守するのは國際慣例上当たり前だと思ひますか。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) そのとおりと存じます。

それから、先ほど私、國際法の面に限つて御答弁いたしましたけれども、国内的な措置といたしましては、俘虜の取り扱いに関するいろいろな部内法規がございまして、具体的にはこれらに従つて扱つたというふうに承知しております。

て扱つたというふうに承知しております。

○渡部(行)委員 このジュネーブ条約、正確に言つて捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約の第二條の三項に、仮に戰爭の一方の國が締約國でなかつた場合でも、この条約の規定を受諾し、かつ、適用するときは、この条約によつて拘束されるという趣旨のことが書かれておるわけですが、そうすると、連合國軍は、一部は別として、ほとんどこの条約の締約國になつていたわけですから、當然に日本に對してもこの条約が適用されると解釈されていいのではないかと存じます。どうでしょうか。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) 一九四九年のジュネーブ条約の第二條三項の規定は、ただいま御指摘のとおりでございます。

それから、ただいまの御質問は理論上の問題といたしましてはそれとおりでございますけれども、この条約が作成されましたのは一九四九年でございますので、ただいまの御質問の中の連合國という言葉が第二次大戦中の連合國という意味で使われているとすれば、第二次大戦の時点ではこの条約はまだできておりませんでしたので、適用云々という問題は生じないと考えられます。

○渡部(行)委員 そこで、第二次大戦中はその義務が生じないと言われておりますけれども、大蔵省財政史室編「昭和財政史」第一巻の中で、こういうことが書かれております。「第三節 在外債務の処理 ③ 捕虜労働カード等……連合軍の捕虜として収容された日本軍兵員が労役に服して交付を受けた労働カード等で未払いのもの」ここが大事な点です。「一九二九年七月ジュネーブで締結された「捕虜の待遇に関する条約」により抑留當局は捕虜に對して公正な労働を支払ふ義務を負うが、その未払い分が日本政府に転嫁される。」と書かれております。

そうすると、當然に、この労働というソ連の未払い分は日本政府が支払わなければならないと解釈するのが当たり前じゃないでしょうか。

○齊藤邦彦政府委員(外務省) ただいま御指摘

の大蔵省の文書、私は申しわけございませんが存じませんでした。

条約の關係について申し上げますと、ただいま御引用のありました一九二九年の捕虜の取り扱いに關する條約につきましては、先ほど申し上げましたとおり、我が國政府の一方的な意圖として、この規定の趣旨に沿って捕虜を扱うという通告はしておりましたけれども、この條約そのものの當事國には日本はなっておりませんので、この條約のすべての規定を実施する義務というのは法律的には負つていなかったということだろうと存じます。

○渡部(行)委員　そこで、先ほど言いました、國際的に見て、日本の捕虜に対する考え方というものは權衡がとれておりますか。均衡と申しますか、そういうものがとれていると考えますか。

○齊藤(邦彦)政府委員(外務省)　そこらになりますと私の御答弁する資格を超えるような気がいたしますけれども、第二次大戰中におきます我が國の外國の捕虜の取り扱い、一部適當でなかつた点があるという批判があることは承知しております。それから他方、我が國で捕虜になられた方々の取り扱い、これも一部の國におきましては極めて適切を欠いた事例があるというふうに承知しております。

○渡部(行)委員　いよいよ時間が参りますようです。今、最後に、この條約の誤訳の問題。

今のジュネーブ條約の六十七條ですね。今までは外務省は、これは字句の間違ひ程度であつて内容には影響ない、こういうふう言われてきました。が、しかしよく読んでみると、この六十七條の二行目の「抑留國が行つたすべての支払は」というところの「抑留國」は「當該國」、つまり日本國ということですね。「當該國」が行つたすべての支払」というのは、これは第六十條あるいは第六十三條第三項または第六十八條を指して言つてゐるので、當てはめればやはりこれは日本國と解釈していいわけですよ。これはお認めになりますか。

○齊藤(邦彦)政府委員(外務省)　二つの点を申し上げさせていただきます。第一点は、この六十七條の趣旨と申しますのは、抑留國または所屬國が行つた支払いを、最終的に敵對行為が終了した後に關係國の間で取り決めるにつれて清算しろという規定でございますので、いずれの國が補償責任を負うかという問題は直接關係がない規定だといふふうに考えております。

それからもう一点の、この「當該國」がどちらの國かという点でございますけれども、これは從來の訳語が不當であるという御指摘をいただきましてから、我々も慎重に検討いたしまして、諸外國の考え方等も照会したところでございます。その結果、從來の訳文は、これは申し訳ございませんでしたけれども不適當だったという結論に達しました。

他方、では、それはどう訳すべきかという点につきましてもいろいろ考えました結果、諸外國の考え方でも参考にいたしまして、これは一概にどちらの國、すなわち所屬國とも抑留國ともこの條文の上からは決めがたいという結論に達しまして、その結果、原文そのままに訳した言葉、すなわち「當該國」といふふうに訳した次第でございます。

○渡部(行)委員　ただ双方の國が清算事務をするというふうに解釈されているが、私はともなもないと思ふのです。これはつまり第六十條で、抑留國が支払つた俸給は前払いとする。そうすると、これは逆に前のように訳せば、これを「抑留國」と訳せば抑留國に義務があることになつて、その抑留國が義務を果たさなかつた場合はいたし方なくなつてしまふのです。ところが、これを「當該國」と訳すと、相手の國が日本にかわつて前払いをしない場合は日本がしなければならぬといふふうに解釈が出てくるのです。そういうふうな解釈しなければこの條約は死んでしまふのです。ですから、この條約は、ただ字句だけの問題でなしに、内容に踏み込んだ問題なんです。その辺はどういふふうに思ひますか。

○齊藤(邦彦)政府委員(外務省)　私も六十七條のこの部分の規定が内容に關係がないということとを申し上げてゐるわけではございませんで、これを抑留國と考えるか所屬國と考えるかによつて、いずれの國が補償の責任を負うかという問題には直接つながらないということとを申し上げてゐる次第でございます。

ここで、英語で申しまして「ザ・セッド・パワー」となつております部分は、六十三條第三項及び六十八條に基づいて行つた支払いという文脈の中で出てくるわけでございます。この六十三條第三項それから六十八條を見ますと、これは場合によりまして所屬國が行うであらう支払いもあれば抑留國が行うであらう支払いもございますので、これは原文のとおり「當該國」と訳さざるを得ないといふふうに我々考えた次第でございます。

○渡部(行)委員　最後に、これで終わりますからひとつ勘弁してください。

この内容にかかわる訳文、誤訳改正となると、これは一般の法律改正と同じような手続をとらなければならぬと私は思ひます。しかるに、官報告示で簡単に一部訂正というような格好で訂正がなされておる。これは違法じゃないか。国会に諮つて承認されたその條文が、その内容にかかわつた文言が訂正されるとなると、これはやはり法律改正と同じ手続をしなければならぬと思ひます。もちろん、諸外國には英語とフランス語の原文が渡つてゐるのですから、そちらには影響を及ぼす必要はなからうと思ひますけれども、その点はいかがでしようか。

○齊藤(邦彦)政府委員(外務省)　外務省といたしまして、訳語が不適切であつた、誤つた訳語であつたといふことにつきましては、大變申しわけなく考えております。

ただいま御質問の点でございますけれども、條約の締結というのは正文に基づいて行われるものでございまして、正文のテキストが表現してゐる條約の内容に我が國が拘束されるというのが條約締結の法律的な性格でございます。この訳文の訂

正ということは、訳文でございますけれども、日本語のテキストに基づいてそれを正文に即した表現に改めるということでございますので、我が國が拘束されることを約束した條約の内容自体には何ら変更があるわけではございません。したがって、政府といたしましては、條約の締結事務を所掌しております外務省の告示という形で、その訂正を広く國民の方に知つていただく必要があると考へまして、訳文の訂正につきまして告示をさせていただいた次第でございます。

○渡部(行)委員　時間が参りましたので、大變ありがとうございます。これでどうぞお帰りください。

それでは最初に戻りますが、まず内閣官房長官にお伺ひいたします。

この平和祈念事業特別基金等に關する法律案につきまして、その性格を明確に御説明願ひたいと思ひます。つまり、この法案は、まず第一に恩給欠格者問題、そして戦後強制抑留者問題、さらに在外財産問題、この三つの問題が基盤となつておるようでございますが、この三つの問題は、それぞれ全く性質を異にする問題であるわけですか。これを十把一からげにして処理しようとしたこの法案といふものと考え方、これを明らかにしていただきたいと思ひます。

○小淵國務大臣　お答えいたします。

恩給欠格者問題、それから戦後強制抑留者問題、在外財産問題を中心とするいわゆる戦後処理問題につきましては、昭和五十九年十二月の内閣官房長官に提出をされました戦後処理問題懇談会の報告の趣旨にのつて所要の措置を講ずることを基本方針とし、その具體的内容について種々検討調査を行つてきた結果、昭和六十三年、平和祈念事業特別基金を設立し、關係者に対し慰籍の念を示す事業を行うとともに、本邦に帰還した戦後強制抑留者に対し慰勞品の贈呈等を行うこととし、これらの措置を講ずるためこの法案を提出したところでございます。

そこで、委員御指摘の点につきましては、この

戦後処理問題については経過も委員十分御承知のところだと思ひますけれども、政府といたしましては、昭和四十二年に引揚者に対する特別交付金の交付をもつて一切の戦後処理問題については終結したものとするという考え方を示してきたところでございますが、その後、今申し上げました諸問題についていまだ未処理であるというお考えが出てまいりました。

その後、この問題について今申し上げた懇談会を設置いたしまして、再度この戦後処理問題についての有識者の考え方を伺ひいたしました結果、「国において措置すべきものはない」との結論に至らざるをえなかった。」という御報告をちょうだいいたしましたゆゑに、政府といたしましてはその懇談会の趣旨のつとめて今回この法律案を提案するような措置を講じた、こういう経緯でございます。

○渡部(行)委員 この法案は戦争犠牲者に対する慰藉の念をあらわすことと永遠の平和を祈念するための事業をやるということ、せじ詰めることこの二つに集約されると思ひますが、そうなることこの事業は永遠に続けることになるでしょうか。

○平野政府委員 ただいま先生からお話のございましたとおり、この基金は、そういう関係者の方々の戦争犠牲性による労苦についての国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行う基金をつくる、こういうことでございます。

この基金は、御承知のように戦後処理問題懇談会におきまして、さきのそういう問題にかかわつた方々が大変な御苦勞をされた、そういう御苦勞されたことについて後世の方々に語り継ぐ必要もあるではないか、こういうような観点もございましてこの基金をつくるという御提案が実はあつたわけでございます。

その意味におきまして、永遠という言葉ははとなくかといひまして、こういう方々の御苦勞というものが十分に国民の方々に語り継がれる、そういう限りにおいてはこの基金の目的を達成する

まで続く可能性があるということかと思つております。

○渡部(行)委員 戦後処理問題は一応これで終了したという趣旨の御答弁がありました、これからいろいろ新たな新たな問題が出てくるのではないかと懸念されるのですけれども、そういう場合にはやはりこれで終わつたということでは全部断り続けるおつもりかどうか。

○平野政府委員 この基金の対象といたします範囲と申しますか、それは先生のお話にもございまして、恩給資格者の問題あるいは戦後強制抑留者の問題あるいはいづゆる在外財産と申します引揚者の方々、こういう方々の問題が戦後処理問題において取り上げられて、こういう問題に關するいづゆる戦後処理というものはこの基金において処理するというところで、これらの問題にいはば終止符を打つ、こういう趣旨でございます。

先生のお話でございましたほかの問題が出たらどうかということでございますが、そういう問題がどういふ問題であるか明らかではございませんので、つきり申し上げかねるわけでございますけれども、いづれにいたしましても、今私が申し上げた三問題を中心とするいづゆる戦後処理問題、そういうことが基金の目的でございますから、今後それに関連するような問題が出た場合には、この基金の対象として考えていくことではないだろうか、このように思つております。

○渡部(行)委員 この間の佐藤信二委員が質問した際の官房長官の御答弁の中で、戦災遺児等のいづゆる内地において戦争災害をこうむつた人たちに對してもこの事業の一環として考えるという御答弁がありました。今の答弁とは大分違うようですが、どうでしょうか。

○平野政府委員 先般、佐藤信二先生からこの場で御質問がございました。戦後処理問題懇談会報告に基づいてこの基金をつくるということならば、つまり戦争犠牲性による関係者の方々の御苦勞について例えば資料を収集したり展示したりあるいは記録をつくつたりそういうことを調べるとい

うことならば、その精神において、本土と申しますか内地におきまして例えば空襲で亡くなった方々、こういう方々も戦争犠牲性によるのではないだろうか、そういう限りにおいてはこの基金の対象となり得るではないかという御質問がございました。

戦後処理問題懇談会の席上におきましても、いづゆる一般戦災と申しますか、そういう空襲等によつて亡くなった方々のお話も議論の対象になつたといふふうにお話も承知いたしております。その限りにおきまして、平和を祈念するという意味におきましてそういう戦争犠牲性の方々のことも問題になるのではないかと御質問に對しまして、そういうことも広い意味で含まれるという趣旨を答えたわけでございます。

○渡部(行)委員 今出ている法案全部の中で、特に私はこれから戦後強制抑留者問題について御質問を展開したいと思ひます。

今度とつた御処置は補償と考へていいのか、それとも単なる見舞いとして考へるのか、これはどういふふうにか考へたいといひでしようか。

○平野政府委員 戦後強制抑留者の方々に對する個別的な問題につきましては、先生既に御承知のように、一昨年の十二月でございましたが、政府と党の間の合意でもそのようなことが取り決められたわけでございますが、その場合におきまして、これまでの経緯を踏まえて個別に慰勞の気持ちをあらわすという気持ちでつくれというお話等もございました。そういう精神のつとめて、今回、戦後処理問題の趣旨を基本方針としてこの基金をつくり、そして戦後強制抑留者の方々に對する慰勞品の贈呈等の事業を行うことにした次第でございます。

○渡部(行)委員 要領よく簡単に答えてくださいます。私の聞いてゐるのは、補償と考へるのか見舞いと考へるのか、どつちなんだということです。

○平野政府委員 見舞いという言葉はあれでございますが、少なくとも補償という意味ではございません。

○渡部(行)委員 次に伺ひたいしますが、同じく本日議題となつております日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合から共同提案になつておる被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案について、内閣官房長官はどう思ひますか。これは内閣官房長官、あなたが答えなければ答へる人はいないよ。

○小淵國務大臣 それぞれのお立場でこの問題について熱心に御議論を展開してきたところでございますが、それを前提といたしましてそれぞれに、承知をいたしますと同時に、そのお立場のつとめて御提案されたものだ、そう考へております。

○渡部(行)委員 この法案は、本来自民党がつくつて、去る総選挙前に全野党に議員立法として国会に提出したいと思つたがどうかということ、我々もこれを了承し、全会一致でこれが国会提出の寸前までいったことは御承知でしょう。そして、自民党の総務会の承認も経て出す寸前になつて、これは自民党の三役預かりということを出されなかつた。そして、その次の国会で必ず成立させますとの責任者の方々が我々に約束をしたのであります。ところが次の臨時国会が召集されるや、ここで解散されたのです。そして自民党は、この法案を選挙に非常に上手に活用された、利用された。そういういきさつがあるのですから、まさか自民党が立案したものを、出す人が違ふことによつて反對する理由はないだろう、こういうことで、その内容はほとんど変わらない、時期的な問題で一部改正してこの三党の共同提案になつたわけですが、そういう一つの経過をあなたは御存じだろうかと思ひます。

とにかくこの三野党から出された法案を否決する理由は全くないと思ひますが、いかがでしょうか。

○小淵國務大臣 渡部委員今御指摘の経過につきましては、私も承知をいたしておるつもりでございます。ただ、今政府の立場でございまして、それぞれ政党間の話し合いの経過につきましてそ

の是非を論ずることは差し控えていただきました
と思います。

いずれにいたしましても、今回政府として提案
いたしましたこの法律案につきましては、最終的
に与党でございます自由民主党との間に合意が成
立をいたしました成立に至ったものでございま
すので、段々の経過につきましては十分熟知してい
るつもりでございますが、最終的には政府として
はこうした法案の成立によって国会の御承認も得
たいというのが政府の基本的立場でございます。

○渡部(行)委員 立場が変われば考え方も変わる
というの私は大嫌いなんですよ。自分が一たん
賛成し、あるいは一つの意見を持っておれば、立
場がどうあるかとそれを貫くのがやはり大衆に責
任を負う政治家の義務じゃないでしょうか、私は
そういうふうに考えるのです。

したがって、そういう点で、この法案に対して、
これはやはり採決すべきである。しかも官房長官
が当時これに賛成されたんですから、どんな立場
であろうと賛成されたことには間違いないわけ
で、今や官房長官としてまさに飛ぶ鳥を落とす勢
いなんです。あなたも腹一つでこんなものは
どうにもなると思ひます。しかも、それほ
ど大変な、国が滅ぶような補償の金でもないわけ
ですから、むしろ今海外援助をしておる金よりも
はるかに小さい金なんです。そのくらのいこと
とは当然考えられると思うのですが、いかがで
しょうか。

○小淵国務大臣 飛ぶ鳥を落とす勢いということ
でございしますが、そんな力はありませんで、今内
閣の番頭役に徹してございまして。

そこで、政治家として、私も実は以前にも増し
て本問題につきましても自由民主党の一国会議員と
して対応してきたことは事実でございます。しか
し、立場が変わって考え方を改めたと言われま
すと、個人的な考え方としては私もこうした問題
についてもいろいろ意見は持っております。しか
し、政府の一員として諸般の情勢を判断しなが
らすべてを取りまとめていかなければならない、ま

た、政府・与党でございます自由民主党との話し
合いの中でいろいろ経過を踏まえながら結論を
得ていかなければならない、取りまとめの責任も
また負ってございまして、取りましまして、その立場か
ら、今回このような法律案を成案を得、そして与
党との話し合いも成立し、そして御提案をして今
国会にお諮りをしておるといふ立場でございます
ので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○渡部(行)委員 それでは次に参考人の方にお願
いするわけですが、まず最初に、全国抑留者補償
協議会中央本部会長の斎藤六郎さんからお願
いしたいと思います。

質問する前に、本日は大変御多忙のところ、し
かも遠路お越しいただきまして、私どもの法案審
議に御協力くださいますことに、衷心より感謝申
し上げたいと思ひます。

早速お伺い申し上げますが、第一に、全抑協の
組織の実態とその主な活動について御説明をお
願ひしたいと思います。

○斎藤参考人 全国抑留者補償協議会の組織は、
現在三十一都道府県にまたがっております。加
盟人員は七万九千名であります。うち会費完納者
が五万三千名となっております。

主な活動といたしましては、創立大会で決ま
した三つの事項がございまして、それを今日まで運
動方針の大きなものとしております。

一つは、ソビエトにおいて亡くなった戦友の遺
骨を日本に持ち帰るといふこと、これにつきまし
ては日ソ両国に陳情する、こういうことでありま
す。それに付随いたしまして墓参を行うというこ
とであります。

それから二つ目は、私どもはソ連に参りました
ときに、日本の政府が二九年捕虜条約に加盟して
おらない時代の捕虜でありまして、条約を知らざ
るがために非常に困難に遭遇してまいりました。
そういうことから、ジュネーブ条約を日本の国内
に定着させる運動を第二の目的に持っております。

第三は、現在御審議いただいておりますよう

に、シベリア抑留者が向こうで働きましてもらう
ことができなかった未払い賃金を条約に基づいて
日本政府から補償していただきたいという、以上
の三つの目的を持って運動しております。

○渡部(行)委員 次に、ソ連抑留中に行われた
いわゆる強制労働の実態と、そして労働賃金の関係
について知っておられることをお話し願ひたいと
思ひます。

○斎藤参考人 ソ連には、昭和二十年の日ソ戦争
の敗戦の結果連行せられまして、五十七万数千名
が向こうに渡ったわけであります。向こうに渡り
ましてから、ソ連の方はほとんど一日も休ませな
いので、直ちに強制労働に服せしめられたわけであ
ります。

労働は、私どもの経験した体験から申し上げま
すと、厳寒のときは三十五度以下の場合には労働
を休ませない、三十五度以上になりますと凍傷の
関係からドクターストップがかかる、そういうこと
とで非常に過酷な労働でありました。確かにソ連
労働者と同じ待遇だということは言われておりま
したが、実際には捕虜は月に一度、多くて二度の
休みしか与えられませんでした。それから、労働
時間もソビエトの労働組合に準じてということ
で、建前は八時間労働になっておりましたが、一
方、ソ連では労働に課するにノルマというものが
ございまして、そのノルマが終了、完成しませんが
と食糧が減給されるというパーセント給養法をし
ておりましたので、どうしてもその労働は十時
間、多くは十二時間、夜を徹することもしばしば
であったわけであります。

そういうことで犠牲者も多く、初年度当初にお
いて私どもの推定におきましては六万八千名、死
亡者があります。七万近くは第一年度に犠牲で倒
れたもの、こういうふうな理解しております。

ソ連は私どもを遇するに、日本人捕虜将校に対
する収容所規則、それから一般兵に対する規則、
これをソ連の内務省本部から示達されておられま
したが、その中には労働賃金に関する条項は含まれ
ておりませんので、その点につきましてはソ連は

ヘーグを適用する、このように言明しております
た。しかし、ヘーグでは労働の賃金は剰余金があ
れば捕虜に支給するとなっておりまして、確かに
に計算上は四百五十六ルーブリというものが我々
のノルマ、労働賃金でありまして、それを私ども
当然に受け取る権利はあったわけであります。が、
これはソ連の言い分でありまして、日本国が将
来、講和の際にあなたの方に今食わせているところ
の衣食住の費用が払えるか払えないか、それが
まだはつきりしておらず、あなたの方の労賃か
ら四百五十六ルーブリの衣食住の経費は中間で
我々が保留するというので、実質労働賃金はほと
んどもの支給されなかったわけであります。

今私どもが国会に請願し、運動しておりますの
は、この未払いに終わっている労働賃金を日本政
府にお願ひして、こういうことであります。

なお、この労働賃金の問題に関しましては、日
本に帰りましたこととございまして、日本の
外交官である与謝野先生とかあるいは朝海浩一郎
先生とかが米英にまたがって連合国の捕虜の取り扱
いについて書かれたいろいろな著述を見まして、
私どもは大いに啓発されたわけであります。それ
を見ますと、第二次大戦後の捕虜の労働賃金の未
払いは日本国で払うということ、そのころの当
局の要路にあった方はいろいろな書類に残されて
いるわけであります。

そういうことから私どもは、外交資料館に参り
あるいは公文書館に参り、国立図書館に参りある
いはアメリカの図書館に参りまして、日本人捕虜
に対する米英軍の占領当時の記録をいろいろ集め
ました。そういう中から私どもは、南方から帰つ
た捕虜の方々は日本政府から補償されておるとい
うところの日本政府の文書に突き当たりました。
及び日本政府から依頼を受けてその支給をした日
本銀行の公式の文書も、日本銀行へ行って私ども
は手にすることができました。

そういうことから私どもは、我々の労働賃金と
いうものは日ソ両国間においてはまだ未解決のま

まに残されておる、こういうことはやはり日本政府から今の四九年条約に基づきましていたぐこととができるのだ、こういう立場で労働賃金に対する考えを持っておるわけであります。ソ連からは現在まで一銭ももらってありません。

○渡部(行)委員 次に、全抑協は毎日のように広報を定期的に出版しておられるようですが、その広報の中に、こういう文書、これは多分全抑協の主張の裏づけとしての証拠にしたいということでおるのではないかと思います、時間の関係で私が読みますからそれぞれ後でお答え願いたいと思います。全部は読みません。

まず第一番目にこういう文書があるのです。

「宛 連合軍最高司令官総司令部」 「発 連絡中央事務局、東京」 「件名 被保護人員の賃金について」 「一九四六年七月十七日」、そして「局長に代わって 連絡中央事務局 連絡課長 T・カツベ」、こういうふうにかかれておるのです。もちろんこの中には五項目にわたる文章が載っているわけですが、これが第一点。

それから第二点は、「連合軍最高司令官総司令部」 「一九四六年八月二十六日」 「覚書宛先 日本帝国政府」 「經由機関 連絡中央事務局 東京」 「件名 ヤスタロウ・ヤマトに対する戦時捕虜賃金の支払いについて」、後ずつと文章が書かれておつて、最後に「最高司令官に代わって 軍務局長 陸軍大佐 AGD ジョン・B・コーリー」、これが第二番目の文書であります。

それから第三番目の文書としては、「昭和二十三年六月八日」 「大蔵省管理局長 大蔵省理財局長」 「日本銀行外事局長殿」となつて、「英軍の発行した個人計算カードの支払について」、そして上の方に「日本政府」、下の方に「大蔵省」と書かれて、そこに前文から五項目の文章が書かれておる文書でございます。これが第三番目です。

それから第四番目に、「宛 連合軍最高司令官総司令部」 「(仮訳) 東京中央連絡局」 「件名 ソ連領土ないしソ連管理地区における戦時日本人捕虜の所得及び個人的金銭」と書かれて、その下

に「一九四七年三月十八日」、そして1、2、3、4とそれぞれ文章が書かれ、その四番目に、「本件に関する大蔵省の書簡を同封して供覧に付する。」 「局長代理 中央連絡局総務部長(朝海)」と書かれておるのです。

そして最後に第五番目の文書は、「大蔵省財政史室編 監修者、安藤良雄東大名教授」 「昭和財政史」第一巻(昭和五十九年五月十日発行) 「第三節 在外債務の処理」、そして③とあつて、これは先ほど読みましたいわゆる捕虜賃金カードの件についてであります。これによって日本政府の支払い義務というのが裏づけられていると思ひます。

以上の五つの文書についてひとつ御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○斎藤参考人 お答えいたします。

先生からお示しのありました五つの文書は、私も日本外務省及び外交史料館及び国立図書館、それからアメリカの国立図書館、関係の占領軍物資が保管されておる役所がアメリカに別にございまして、それから入手した文書であります。

第一のものは、豪州で捕虜になりました日本の兵隊が、日本に帰りましたときに証明書を持ってまいりました。その証明書は、三百オーストラリア・ポンドを労働賃金として日本に持つて帰つた。そうすると、当時日本政府は、下士官は千円、それ以下は没収といひますかお預かりといひますか、そういう国内法をいひておりましたから、ヤマトにこれを渡さなかつた。それでヤマトは連合軍司令部にこのことを請願したわけであります。その請願に対する回答として出したのは、捕虜に対する労働賃金はそんなことで押さえてはならない、日本政府は支払う義務があるということ、をマッカーサー司令部から日本政府に出されたのが一と二の往復文書であります。これによって、日本円にして六万三百円、当時国家公務員のペー

あります。

とりわけこの文書の中で大事なものは、支払うことを認める、支払うことを許すという言葉を使つておられるわけでありまして、この点は、後から日本政府がお気づきになつてこの支払いは日本国の義務と理解したからこそ、これは命令ではなく日本政府が支払います、それは認める、こういうようなやりとりになつておるわけであります。

なお、この文書を翻訳された方々は、当時外務省におられまして、後の最高裁の裁判官にもなられました方と共同作業をやられました高野雄一東大法学部教授、私は直接行つてこの方にお聞きしました。そうしたら、その当時そういうことで翻訳し、これは私が預かつたものに間違いございせん、そのサインは私のものですというのを御本人から認めていただいております。

それから、これを裏づけるものといひましたし、私も外務省なり大蔵省にもいろいろ折衝したわけでありまして、大蔵省の書庫の中から、若干のものは出ましたけれども基本的なものは出ない。そこでいろいろ要路の人、外務省の御先輩の方から御指導を受けましたところ、確かにそれは日本政府がプロパーでやつたのではなくて、日本銀行を仲介して支払つたということをお聞きしましたので、某国議員のごあつせんで日本銀行本店に行きました。そして、そのこの方面の事務的な責任者にお会いしまして当時の一件記録簿を見せていただいたところ、先生お示しの大蔵省の管理局長及び理財局長の、イギリスから捕虜になつて労働賃金をもらわないで帰つてきた者に対してはその金額を日本政府が支払います、当時で一ポンド二百円の交換率でお支払いしますという文書の現物を私も見たわけでありまして、それがこの三番目のものであります。

米英露に対するところの労働賃金の未払い、今申しましたようなぐあいに日本政府が全額支払つておりますので、これで問題は解消したわけでありまして、もつとも南方に抑留された者は約百数十万であります、この労働賃金の対象になつ

た者は、大蔵省の当時の資料によりまして六万名弱であります。地域としては、マレーとかシンガポールとかグアムとか、ごく一部です。この地点のことをいろいろ調べてみますと、これは戦後一年半ぐらゐの期間にわたつて南方作業隊という団体を米英軍が組織させまして、日本軍が港にあるいは鉄橋にいろいろな障害行為をした、そのしゅんせつあるいは復旧工事のために残された、そういう人々がこの労働に服した、その方々に対しては日本政府が補償するという建前のものであります。全体として南方は強制労働をさせられないで帰つてきたという実情になつておるわけであり

ます。それに対して四番目のものは、ソ連からの引き揚げは、南方に約二年ほどおくれまして、昭和二十三年、二十四年、二十五年が最盛期で帰つてきたわけでありまして、シベリアから帰つてきた者は無一文、無財産で帰つてきたということが当時の舞鶴の引揚援護局でわかりまして、そこから厚生省に対して報告が出ております。多分それを受けておりました。日本政府は当時のマッカーサー司令部に対して、ソ連における捕虜に対しても日本政府は補償する用意があるので、ついでには、ソ連で何の代わりの程度がどの程度の労働に服したか、その証明書もしくは領収書、つまりここで言うところの書き物が必要であるから、それをマッカーサー司令部を通じてソ連政府から受領されるようにという申し入れをしたのがこの文書であります。

これは先ほど言ひましたところの後の特命駐米大使になられた朝海浩一郎さんが翻訳されたものであつて、先生もそれは私がやつたものだということをお認めしておられるわけでありまして、これは幸いに原文、英文で書かれたものと翻訳されたものを外交史料館から私も入手しております。

それによりまして、日本人がソビエトで働いてもらえなかつたもの、あるいはソ連が不当に取り上げたもの、そういうものについては日本政府がソ連にかわつてこれを支払うから、その明細が必

要なんだ。そしてその残余の問題であります。つまり日本政府が我々捕虜に対して払ったその後始末のことです。先ほど渡部先生からお話がありましたように、これは後からソ連と日本の国際間で決着しよう、こういうことをこの文書の中で言っておられるわけでありまして、であります。それから私は、日本政府が当時この四十九年条約を米英軍の指導のもとに実施せられた、このように理解しておるわけでありまして。

また、これにつきまして何か政府内部に閣議決定であるとか米軍に対するところの内閣の責任文書があるかどうか探しました。その中では、昭和二十四年でありましてワシントンの極東委員会における会議でも、日本におけるところの未払い労働賃金の支払いは国際法になつたものであるという諸国の合意が行われておるわけでありまして。

なお、これを受けまして大蔵省では、そういう戦後の一切のいきさつ、もちろん捕虜に対する労働賃金の支払いというものは微々たる問題であるが占領軍の費用に關するいろいろの国家支出のあり方とか国会の議決のあり方とか、そういうことを一切まとめられて、「昭和財政史」という十巻にわたる大冊を昭和五十九年五月に公刊されたわけでありまして。これには別巻三巻もございまして、それらの資料の中で、捕虜に払った労働賃金の性格につきまして、これは一九二九年七月ジュネーブで締結された条約に従って未払い労働賃金というものは日本国が支払う義務がある、日本国に責任転嫁されたのだということの明確な表現が残っておるわけでありまして。

なお、この監修者であつた安藤先生は現在お亡くなりになられました。直接執筆された方は、現在東大の名譽教授で経済の専門家で残っております。なお、一緒に執筆された方は現在大蔵省に残っておられるわけでありまして。二、三の方がこの執筆及び資料の提供に参加されたようでありまして。

それから、大蔵省の内部の資料といたしまして

て、これに至る経過というものは私もまだ公表していませんけれども、幾つかありますが、どこを押しても、これは日本政府が国際法を認め義務として承認して支払つたものであつて、別に日本国会において諮つて立法を講じたものではない。つまり、国内法でどうこうしたものではなくて、当時の国際法を日本政府なりに判断して支払つたものと理解しておるわけでありまして。

そういうことにつきまして一言つけ加えさせていただきますと、ヘーグ条約、これは日本も加盟して拘束力があるという先ほどのお話でありましたが、そのとおりだと思ひます。このヘーグ条約の六条、七条でありまして、その中には、捕虜の労働賃金は支払うべし、こうあるわけでありまして。しかし、当時のヘーグ条約は国際間の権利義務をうたつたものであつて、捕虜個人についてはその権利が及ばなかつたと理解されておる条約でありまして、その表現もいわば國家に責任を預けたということから、我々捕虜については直接請求権を認めないというふうなことも言われておるわけでありまして。

しかし、二九年条約になりますとこれがいさゝか趣を変えてまいりまして、捕虜は労働賃金を受ける権利あるべし、こう言い切つておるわけでありまして。こうなつてきますと、少なからず捕虜個人にその権利請求権に近いものをお認めになつておる。

また、昭和十六年の第二次大戦、米英開戦に当たつて国際赤十字から、日本はこの二九年条約をお認めになりますかどうしますかという問い合わせがあつた際に、日本政府は、これを認めます、準備するということも認めますというところをお答えしておるわけでありまして。これはいづれも外務省の文書によつて私拝見したわけでありまして。追つかけて国際赤十字の方から、準備というものの内容はどのようなものであるかという質問がございました。それに対してまた日本の外務省は、陸軍省と打ち合わせの上、これは条約全体に拘束されるという意味ではなくて、捕まえた捕虜の衣食

住、つまり給養面についてはそれを適用する、このようにして、捕虜の食ひうち、衣料その他生活關係についてはそれと異なるのだ、こういうお答えを公文で発しておるわけでありまして。

なお、昭和十七年九月十二日には、当時外務大臣でありました東条英機さんが、スイスの特命全權公使、その当時の日本の条約上の保護國である代理國であります、そういうことであつたと思ひますが、その方に文書を出しまして、「帝國政府ハ各交戦國ニ依り支給セラレタル捕虜ニ對スル給養額ハ戦争終了後捕虜ノ兵役ニ服シタル國ニ依リ返済セラルモノト了解ス」、非常に明快なことをおっしゃつておる。これを國際的にも外務省から発信せられておるわけでありまして。一口に言へば、日本の兵隊がアメリカ、イギリスあるいはソビエト、どこに抑留され捕虜として呻吟しようとも、そこでかかつた衣食住の費用は戦争が終わつてから日本國がそれを持つのだ、こう了解する。これは、當然二九年条約にそういうことの規定があるわけでありまして、それを踏まえて当時の外務省なり東条さんが言われたものと思ひます。

なお、ついでのことには、この際東条さんは、それまで、明治二十七年、八年あるいは三十七、八年にかけてつくられた日本の捕虜法規十二及び政令、通達九十七、これを全面的に改変したわけでありまして。あるものは国会にかけ、あるものは省令として提出され、昭和十九年の末ごろになつてようやく完了した。しかしながら、時既に遅く、末端にその二九年条約の改正通達が行き渡る前に、悲しいかな日本國は無條件のまゝに戦争を行つてしまつたから、我が民族としては第二次大戦のあのような恥辱を受けたわけでありまして、我々ソ連に参りまして、ソ連になすべき正当な主張の根拠を持つておらなかつたわけでありまして。そういうことで十四時間十五時間牛馬のごとく使われた。

この点、日本政府はこの辺でこういうことを改めていただいて、國家の義務をきちんとしたてたかないことには、この問題を慰勞金十萬円で済

まされては私どもとしてはまことに残念至極に思ふわけなのです。金額を言うわけではありませんが、労働賃金は、戦争を始めた國相互にあるのであります。

なお、日露戦争の場合のポーツマス条約の第十三条後段におきましても、当時のロシアの捕虜が松山などに七萬数千名おりました、日本の捕虜は二千七百何十名がソ連のモスクワ近郊のメドブエーリ村、ここにおりまして、戦後の決着は小村さんとロシアの全權との間に行われたわけでありまして、この際交換条約の中でも、相互の兵隊の食ひおちは兩國が持ちましようということが明文で示されておる。既に明治の昔から、捕虜の食ひおち、捕虜の労働賃金というものはその母國に所屬するということは明らかなことでありますので、こういう点を單に今政府提出の法案のように、シベリア抑留者に対しては別なのだから、特別の事情があるから十萬円お上げするということではなしに、特別の事情があるということまでは一歩前進だと思ひますが、その特別の事情は何かといへば、戦争犠牲者として捕虜の問題は条約を抜きにしてはいけな問題ではないか、このように考へておるわけでありまして。

以上が資料の説明であります。

○渡部(行)委員 大変ありがとうございます。今まであなたが御主張された中で何か具體的な証拠がありましたら、その証拠品を委員長を通して内閣官房長官にお見せいただきたいと思ひます。

○斎藤参考人 ここに全部持つてきておるわけではあります。ただ、南方から帰られた方が日本政府から補償を受けたその通知書及びその方の身分を証明するもの、それから、その方が引き揚げ地点で日本政府から国内法としての二百円をもらつて、そのほかに労働賃金として千四百三十何円を受けたという日本政府の資料がここにあります。いま一つは、英國軍が発行した英國労働カードと申しますか、これは日本政府が認めてお支払いになつたわけでありまして、これのいづれも実

物を持っておりまして、委員長にお目につけた
 と思います。

○竹中委員長 今の書類を私の手元にいただきま
 したが、先ほど渡部委員からお話のありました官
 房の方にこれを提出するという手続がございます
 ので、一たんここでお待ちいたします。そして、
 後でまた委員長の方で処理をさせていただきます
 と思います。

質疑を続けていただきます。

○渡部(行)委員 わかりました。どうもありが
 とうございます。

それでは次に、政府提出法案の説明の中で、戦
 後処理問題懇談会は、二年半にわたり慎重かつ公
 平な検討が行われたと言われておりますが、この
 点はどのようにお考えになれるか、御感想のほ
 どをお述べいただきたいと思ひます。また、この
 政府提出法案に対する御意見等がありましたら、
 お聞かせ願ひたいと思ひます。

○斎藤参考人 民間懇談会のこの経過につきま
 しては、政府からきうにいただきました資料によ
 りますと、民間懇談会は公正かつ云々ということ
 で政府に答申されたと言ひますが、私はこの公正
 にはいささか不満を持っております。また、この
 なぜならば、シベリア抑留問題は相沢さんが会
 長をやられるものと私が会長をやられるものと
 二つあるが、私の意見というのは最後まで聞こう
 としなかつた。数からいへば我々の方が一万数
 千多
 いわけでありまして、歴史も古いわけでありま
 す。そこで、これは国会の先生にお願いして水上
 座長
 にも要求したわけでありまして、最後まで我々の
 意見を聞くことはなかつた。ですから、結果とし
 て出てきたものは、シベリア抑留者の問題につ
 きましては非常にかすみのかつたものであつて、
 国際法との関係や諸文書というものはこの委員
 会では恐らく目にとめないであつた結論を出され
 たのだらうと思ひます。

そのいわばいささか公正を欠いたと思はれる節
 が現在の政府の法案にもありまして、政府の法案
 の提案理由の中に戦争犠牲者という言葉が随所に

使われておりますが、もし戦争犠牲者ということ
 のとらえ方をしますれば、この場合は、日本に
 はそれ以前の国内法があるわけでありまして、先
 ほど条約局長が御説明になった四九年条約は、
 日本の国会でこれを満場一致で承認したわけであ
 りますから、以降はこれは国内法であるわけであ
 ります。この国内法があつて、しかも憲法上、日
 本政府が、国会が承認した条約は最大の尊重を要
 するとなつてゐるわけでありまして、少なくとも
 戦争犠牲者に関する法案をつくる場合には、
 その条約を参照するなり尊重すべきであつたので
 はなからうか。

そうすれば当然に出てくる問題は、一昨年七月
 に自由民主党の先生が出されたあの法案にいか
 なければならぬと思ひます。あの法案の提案理
 由の中には、ソビエトから帰つてきた捕虜の方
 は労働賃金を受けておられない、南方は受けてお
 るから、このためにこの法案を組むのだ。私はあ
 ゐうことでは自由民主党の先生方には心から感
 謝し、まさにこれあるべきだ、こう思つておりま
 したし、現在野党の先生がそういうことでその法
 案を一層強めた形で出されておられるの労働賃
 金、それが今回の補償でなくてはならないし、戦
 後処理を終わらんとするならば、政府としてはそ
 こに踏み切るべきであらうと思ひます。

私もといたしましては、四十年間目の目を見
 なかつたシベリアの問題について、政府が一步前
 進されて、十億円なり、あるいは法律上の措置を
 図られたことにつきましては心から感謝いたすも
 のでありますけれども、しかし問題はこれでは解
 決はしない。まさに問題はここが出発点であつ
 て、今後いろいろの問題に対する法律の決着も
 遠からず出るであらうし、問題はこれから
 だ、こう理解しておるわけでありまして、
 特に今回の法律を見まして、これは政府、立
 法当局も当然に気づかれたと思はれるのでありま
 すが、これは異議同様の法案でありまして、民間
 答申としましては個別措置をやらぬ、こう言ひな
 がら、途中になりますと苦しい申しわけをして、

シベリアは別なのだから十億円ということを出し
 ておるわけでありまして、これはもとも法律上
 意でやるべきものと国家の義務としてやるべき
 のをこつちやにされたからこういうことになる
 のであつて、この法案というものは、補償すべき
 のと任意で慰労すべきところの諸問題とを正確に
 別してやらぬことには百年たつても問題は解決
 しないのだということ、私は最後に申し上げ
 ておきたいと思ひます。

○渡部(行)委員 ちよつと参考人、まだ私、終わ
 っていないのです。

最後に、簡単にいいですから、あなたがこれだ
 けは言つておきたいということがあれば、ひとつ
 お願ひしたいと思ひます。なければ、このま
 で結構ですが。

○斎藤参考人 私は、民主憲法を理解しておる者
 でありますから、我々の意見は意見としてしま
 して、決まつたことには服従していかねばなら
 ぬ。そういう見地から見ますと、今の政府から出
 されておる法案の中で、同じソ連に抑留されて
 も、千島、樺太、北方領土の関係の者は、これは
 多分政治的な判断からだと思ひますが、これは日
 本の領土である、外国ではないのだということ
 から除外されるということと事務当局から伺つた
 わけであります。これは全くもつて間違ひで
 あつて、日本政府、厚生省、いろいろ今日まで
 の引揚者対策の中では、ソ連地域の中では管理地
 域として北方四島なども含んでおるわけであり
 ますから、私はこういうことはやはりきちんとして
 いただきたい。

それからいふ一つは、国民の理解を得ながら慰
 籍するのだということをやつたわけでありまして、
 私どもは同感であります。国民の税金をちよう
 だいするわけでありまして、そうあらなくては
 なりません。そうしますと、シベリア現地で亡
 くなった者を除外するということも私は了解でき
 ません。我々達で帰つてきた者はまだしも、あ
 そこで倒れた者を除外するということは理屈以前の
 問題だらう。これはしかし、今の法律がこのま

通りますと、残念無念なことに適用にならない。
 仮に政府案が国会で承認される場合であつても、
 そういうことだけは改めていただかないことに
 は、現実の問題、理論を離れて反対運動が力強く
 残つていくだらう、私はそう思ひます。

○渡部(行)委員 斎藤参考人には、大変長い間本
 当にいろいろと御協力ありがとうございました。
 これをもつて斎藤参考人に対する御質問は終わ
 ります。

続いて、明治学院大学法学部教授、法学博士の
 廣瀬善男参考人にお伺ひいたします。

質問の前に、まず、本日は大変御多忙にもか
 わらず貴重なお時間を割いていただき、本審議に
 御協力くださいますことを本当にありがたく、心
 から感謝申し上げます。

〔委員長退席、前田委員長代理着席〕
 では、早速お伺ひいたします。

第一番目は、今まで日本のかつた戦争と戦
 争法の実践において、とりわけ日清、日露の戦争
 においては日本は国際法を遵守した、こういう評
 価がありますが、その後、日本が国際法を疎んじ
 るようになったというのはどういうことなのか、
 ひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○廣瀬参考人 日本が第二次大戦を通じて、交
 戦法規、わけても捕虜の待遇に関して十分国際法
 規を守らなかつたというのは客観的な事実であり
 ますし、今までの御証言でもはっきりしてゐる
 と思ひます。残念であります、この点は国際的に
 定着した評判だと思ひます。

しかし、先ほど渡部議員からも御指摘がありま
 したように、明治期以降第二次大戦まで、少なく
 とも、第一次大戦もそうでありまして、その時代
 において日本が交戦に従事したときには、極めて
 よく交戦法規を守つておる。捕虜の待遇について
 も、極めて西欧的な文明のもので規定された条約
 法規を遵守しているわけですから、それは一つには、
 日本が文明開化を掲げて、文明国としてヨーロッ
 パ諸国に追いつこうとする努力の中での国民的意

議、政府の意識がそこまで高まっていたからであると思います。これは非常に見事なほど国際的にも評価される態度であったと思います。

しかし、昭和期に入りまして日本が大陸諸国に軍隊を向けるに及びましてから、これは一つの侵略であったかもしれませんが、そういった段階の中で、残念ながら国際的な平和に関する意識、わけても交戦上の法規を守りにくい国民的な意識が次第に定着していった。その中で、やはり交戦上捕虜を捕らえた場合においても、各種の条約体制ではつきり固まっております捕虜に対する取り扱いの規定を遵守する意思を次第に持たなくなっていくのみならず、日本の我々の軍隊に対しても、仮に捕虜になった場合にどういう待遇を受けるべきかという教育も次第になくなっていく。これは日本が大陸政策を進める段階で平和意思を次第に失っていったことの帰結であるかと思えます。

それで、日本軍の捕虜がどのような状況で捕虜になった場合にどう取り扱われるべきかの意識を軍事教育の中でも一切してきていない。上層部においても、交戦法規、わけても捕虜に対する条約体制に対する理解をほとんど欠いていた。この二つの面から、外国軍隊の捕虜に対して、あるいは日本軍の残念ながら捕虜になった場合に対しての教育も十分でなくて、がむしやな侵略状況の中でこうした法意識の低下を招いていったのだらうと私は思います。その点では、明治、大正期を通じて十分に文明国としての交戦法規遵守の実を上げたことと対比して、非常に残念なことだと思っております。

○渡部(行)委員 質問を続ける中で参考人の先生がどういう権威を持たれておられる先生なのかというのがわからない方もおられるかと思しますので、先生は今日、学会等あるいはその他の会議等に参加されてどういう地位におられるか、そしてまた著名な著書についてひとつお聞かせ願えるならばお聞かせ願いたいと思います。

○廣瀬参考人 それでは簡単に申し上げます。

私は現在明治学院大学の法学部の教授でありまして、国際法を専攻しておりますが、その他に学会の活動といったしましては、日本に国際法学会というのがございますが、その理事もしております。

そして私の主たる学問的業績でありますけれども、幾つか著書あるいは論文等がありますが、主要な内容といえますか問題関心といえますか、それは、一つは武力行使に関する国際的な規制の問題、これが一つであります。それから第二は人権の保護、人権あるいは人道に関する国際的保護の問題。この二つがやはり主要な関心事でありまして、またそういうことと関連いたしまして、例えば著書として国際法上の「国家責任論の再構成」という本もあります。これは、国家が違法行為に對してどのような責任を持つべきかということを書いた本であります。

○渡部(行)委員 そのほかにも先生がこういう本の中に書かれていたのを私は存じておりますが、とにかく日本の国際法では権威者でございまして、私は先生の論文を常日ごろ非常に敬意を払って読ましていたでございまして。

そこで次に、第二次世界大戦では連合国と枢軸国の戦いということであつたわけですが、その終息に当たっては、この関係各国に捕虜問題というのが発生したと思えます。したがって、その交戦国の中で、戦争捕虜に対する処置としてどの国がどのようにやられていたか、こういうことについて、一つは比較的小説にお述べいたしたいと思えます。そしてその中で日本は一体どうなのかということについて御説明願いたいと思えます。

○廣瀬参考人 第二次大戦後の捕虜に対する特に捕虜関係の体制でありますけれども、もちろん今日では一九四九年のジュネーブ第三条約でこの点ははっきり極めて細かく規定してあります。しかし、このジュネーブ条約体制の、特に捕虜条約関係でいいのでありますけれども、その内容としてはこ

れはもうほとんど異論がないのでありますけれども、一世紀近い捕虜に関する交戦法規の集大成でありまして、したがって、この一九四九年のジュネーブ条約に突如あらわれた創設的な、初めてつくるといふようなものではなくて、慣行的な積み重ねの上でできたものを成文化しているということでありまして。細かい点は多少立法的なところもありまして、ほとんど中心の規定はそうでありまして。特に本件の捕虜の待遇については、その点をよく承知していただきたいと思います。

そして、今お尋ねの第二次大戦後、多くの交戦国が、これは日本以外にもアメリカ、イギリス、それからフランスや西ドイツあるいはノルウェー、デンマーク、スウェーデン、いろいろな国があるのではありませんが、その多くの欧米の諸国が戦後間もなく捕虜に対する救済といえますか捕虜の法律をつくりまして、そして捕虜に対してその実害に應じた補償を行つていたということを承知しておかなければなりません。

一つ例を挙げておきますけれども、例えばアメリカでは一九四八年、まだ一九四九年のジュネーブ条約ができていない段階でありますけれども、アメリカの外で捕虜になった、日本で捕らえられたアメリカ軍捕虜もおりまして、そういう者も含めて捕虜に対して請求権法というのを成立させております。

その中でどうしても承知しておきたいことではあります。その法律をつくる際に、日本においてアメリカ軍捕虜がどのように取り扱われたかを詳細に論じた中で、日本は一九四九年の捕虜条約には加入していない、しかし、だからといってそれは拘束されないというわけにはいかないのだとはっきり申しているというのであります。

そして、その根拠は何かというと、一つはもちろん、これは後でもちよと触れますけれども、日本が第二次大戦中に、一九四二年でありますけれども、先ほど何度か指摘されておりますように、この捕虜条約、一九二九年を含めて一九〇七年の交戦法規もそうですが、そういった捕

虜関係の一九二九年条約の規定を準用する、遵守するという声明を発していることが一つ挙げられております。

実はついでながらここで申しておきますけれども、これは一方的宣言であるから決して条約に拘束されたものではない、国際法的に拘束されるわけではない、勝手に日本がそうした恩恵をやつたのだというふうな議論もあるようですが、これは誤りであります。

なぜかといいますと、これは第二次大戦後、まだ二十年ほど前でありまして、フランスが太平洋で核実験をしましたときに、これに対してニュージーランドとオーストラリアが国際司法裁判所に提訴したときに、これは最終的には訴訟は却下されたのであります。そのときにフランスは一方的に太平洋での地上での核実験はしないという宣言をしました。この宣言、これは一方的宣言ではあります。これに対して国際司法裁判所は法的な拘束力を認めていたわけでもありませんが、一方の宣言でも拘束力を認める、この点をよく承知しておきたいのであります。

さて、もとに戻りまして、実はこれが非常に重要なことでありますけれども、アメリカの議会では捕虜に対する請求権法が成立したとき、日本は一九二九年条約には加入していないけれども、この規定は捕虜に対する、捕虜を人道的に取り扱うという基本的な条約規定であります。これは慣習法として成立している、この条約に入ると入らないにかかわらずこれは日本を拘束するものである、そういう前提のもとに、本来ならば日本が虐待した捕虜に対して賠償を支払うべきであるけれども、それは当然のことであるけれども、当面直ちにアメリカの国内法としてアメリカ政府がこの被害を受けた捕虜に対して補償を行いますという規定でありました。つまりここには慣習法として捕虜に関する規定が、条約に仮に入つてなくても成立しているのだというはつきりした認識があるということです。

そして、これもちなみに申し上げますけれども、基本的な加害者は日本でありますから、日本が本来加害上の賠償責任を負うべきであるけれども、しかし捕虜個人に対しては、これは軍人であり、アメリカ政府が責任を負う、つまり捕虜個人との関係では本國政府が補償の義務を負うという形でこの法律が成立していることとございます。

したがって、第二次大戦を終息されました対日平和条約では、十六条に、アメリカは自分の国でこういう補償を自分の国の捕虜に対してしているのだから、その本来の責任を持つ日本に対して求償権を行使しているものであります。そして日本人があるいは日本国が中立国等にかつて持っていた財産を国際赤十字委員会が集めて、それを清算してそれを各捕虜に、これも重要なことであります。捕虜個人がこの条約上の対象になっていないこと、決してアメリカ国ということではないこと、この点をよく承知しておいていただきたいのですが、捕虜及びその家族にこれを支払うということがはつきり対日平和条約十六条に出ていることとあります。

この点の一つの典型的な例でありまして、ほかに欧米の多くの国がそういう捕虜の債権に対して、本来の加害責任がある国ではなくて、具体的には本國が求償上の責任を負っている、救済上の責任を負っている、補償上の責任を負ってそういう措置を各国の国内法令ではつきりさせているということが戦後の特徴であるということと申し上げておきたいと思ひます。

○渡部(行)委員 先ほど条約局長から、捕虜に関するジュネーブ条約が日本が加盟して正式に日本に効力を発したのが一九五三年である、こういう趣旨のことが答弁されたのでありますが、これは正式に加盟したとなれば当然この条約を受けて国内法を整備する義務が日本に生じてくると思ひますが、先生いかがでしょうか。

○廣瀬参考人 結論から申し上げたいと思ひますが、もちろんその一九四九年条約体制もそうであ

りますけれども、こういう規定が条約上で成立しました場合には、その規定はそのまま国内法として成立しております、これはちょっと難しい言葉で申し上げて申しわけありませんけれども、セルフエグゼキューティングな条約の一つでありまして、公布することによってそれ自体が国内法と同じ効力を持つております。

しかし同時に、その具体化につきましては、この条約をつくるにともなひ、はつきりこれは文書的にも十分証明できるのでありますけれども、国際赤十字委員会の関係者等を含めてそういった条約の実質的作成に携わった人たちの文書でもはつきりしておりますけれども、この条約の違反があつた場合にそれを救済するにはどうしたらいいかという問題が出たのであります、つまり、具体的な補償のために国内法をつくつていないとこれは實際上補償も出せないじゃないかという場合について、条約は基本的な義務を各国に負わせているのであるから、その国の方式によつて、場合によつてはもちろん捕虜個人は裁判所にその執行を要求することもできるけれども、その間に国内機関が、立法機関がそうでありまして、十分その条約の義務を履行するような措置をとることが十分了解されるということになつているのであります。

その意味では、戦後随分たちましたけれども、今日この法律、私は義務としての補償という形をとらない法律では不十分だと考えておりますけれども、それができてきたということはジュネーブ条約体制の一つの実現であるうかというふうにも考えております。

○渡部(行)委員 この国際慣習法というの国内の慣習法も、私は一般法に優先する考え方が成立してよいのじゃないかと思ひます。したがつて、慣習法だから義務づけられていないという解釈は私は法律解釈に誤りがあるのじゃないか、慣習法であればあるほどそれを一般法に優先して考えていかなければならない、対処していかなければならない、こういうふうに思ひますが、いかがで

しょうか。

○廣瀬参考人 捕虜の待遇に関して、特に本國補償方式を念頭に置いていた方がいいのでありますけれども、この慣習法的性格につきまして今御質問がありましたので申し上げますけれども、その前にもう一つ事例を挙げておきたいと思ひます。

先ほどアメリカの例を申し上げましたけれども、実は第二次大戦後、旧ドイツの捕虜の取り扱い、これも非常に残酷な取り扱いをして問題になつたのであります、この旧ドイツに抑留された連合国兵士、これはソ連兵も含めてであります、この賠償問題、責任問題を追及した第二次大戦後のヨーロッパにおける国際裁判所の判決が随分ありますが、その中でもこういうことを言っているのであります。

これはソ連兵がたまたま捕虜になつてドイツに抑留されて、そして非常に虐待を受けたことに対する責任追及の裁判でありますけれども、この判決の中で、ソ連は一九二九年条約に参加していない、しかし慣習法として捕虜を人道的に取り扱うべきだということは確立しているという判決が相次いでいるのであります。ですから、まさに日本が一九二九年条約に参加していないけれども慣習法として拘束されているといつて裁判規範としてはつきり認定されているといつては承知しておかなければならないこととあります。

それから、今御質問の慣習法の効力に関してでありますけれども、重要なことは、捕虜に対する交戦法規上の取り扱いというのは、一世紀にわたる慣行の中で成立したばかりでなく、人権保護特に交戦法上の人道保護という重要な国際法のジャンルの中で確立したものであります、例えば一九〇七年のハーグ規定というのがあります、この前文を見ますと、これは一九〇七年、随分前のことでありますけれども、交戦法規上の規定はいろいろ書く、しかしそれですべてのことを網羅するわけにはいかない、交戦手段も進歩する、技術的な進歩もある、いろいろな取り扱いも

違ふ、文明も進む、そうなりますと、捕虜に対してどういうふうに取り扱うかという問題はそのときどきに決めていかなければならないことであつて、一つの条約、つまりこの一九〇七年条約をつくつたからその規定だけですべてを律するわけにはいかない。

しかし、ここが重要であります、この前文の中では、そういう完全な法規ができるまでの間に、人道の法則及び公共良心に従つて取り扱うべしというふうな、これはマルテンス条項といひますが、こういう規定がはつきりうたわれております、その規定は実は一九四九年のジュネーブ条約の中にもこれと同じ条項が入つているのであります、仮にこの条約から脱退する国があつても、このような基本的な人道の原則に反するようなことは、この条約から脱退した場合でも許されないという規定がはつきりあります。この人道に基づいて取り扱うというのは慣習国際法上でも非常に重要な規定でありまして、もちろん日本の憲法でも人権尊重は基本的な義務になつておりますけれども、そういう意味からいひまして、慣習法が今日成立しているといふのは、むしろ慣習法の中での法の一般原則的な、極めて基本規定として成立しているといふこととあります。

もう一つだけつけ加えて申し上げますけれども、ジュネーブ条約の中では、今言つたように条約から抜けてもそういう人道に反するようなことからは逸脱できないという規定のほかに、一九四九年のジュネーブ条約で規定されたことは、仮に文章的に新規定のように見えるかもしれないけれども、それは一九二九年の条約とかあるいは一九〇七年の条約という、もとにあつた基本規定をコンプリメンタリー、補充し、あるいはリブレス、これとかわるもの、代替するものなどといつて、この捕虜条約体制に関する法的保護の一体性、一貫性を強調しているものであります。

したがって、この条約に入つてないから、いや、この条約が新しいからといって、その間に

ギャップがあつて、ギャップのある場合には何の法規もないのだ、これは勝手に各国が国内法でやればいんだというわけにはいかないものであります。やはり一定の条約体制というものがあつて、その生々発展の中に新しい条約がつくられる、しかしその条約は過去の条約と一体化関係を持つということであつて、過去に行われた第二次大戦中の事件に対しても一九四九年条約がそのまま一体的に適用されるというのが原則になつてゐるということであります。

さらに申し上げますけれども、実はこの慣習法の問題であります、慣習法の成立をもし阻止したいというのであるならば、これは利害関係国が明確に他国の実践に対して、留保なり解釈なり、そういった異議申し立てをしなければならぬはずであります。そうでなければ自国に対する拘束力を持つ慣習法の成立を妨げることはできないというのが国際法の原則であります。

例えば、この捕虜の待遇に対して、先ほど言いましたようにアメリカその他欧米の多くの国が戦後捕虜に対する補償法を成立せよとしたときに、もし仮に日本が、それは捕虜待遇の条約上の義務ではなくて各国が任意に勝手に恩恵的にやつてゐるんだ、自分たちは義務としてそれを認めませんよというのであるならば、日本は、第二次大戦後この一九四九年条約に参加するまでの期間、各国のそういった先例に対してそうした留保あるいは解釈等を踏まえた異議申し立てをジュネーブの国際赤十字委員会に通告しておくべきであつたのだらうと思ひます。

もちろんそれだけで慣習法としての成立を妨げたかどうかは別問題でありますけれども、少なくともそうした努力をとらない限り、日本は、戦争中自分の国の軍隊が捕虜になつただけではなくて連合国の多くの軍人をも捕虜にしておりまして、極めて強い利害関係国でありますから、そういった各国の捕虜に対する戦後補償体制に対して、この条約体制上の一切の見解も申し述べていないということは、これは捕虜に対する本国補償

方式が捕虜に対する救済の一環として義務であるということの承認、慣習法的成立を認めたと云わざるを得ないわけでありまして。

さらにもう一つだけ申し上げておきますけれども、実は捕虜の労賃に対する請求の性質でありますけれども、先ほど何度か強制労働という言葉が出ておりました。しかし、この強制労働という言葉は二つの類型があるのであります、一つは肉体的に過酷な条件で行われる労働、強制労働、これは違反として禁止されております。第二次大戦後の国際裁判所の判決がはつきり出ております。同時にもう一つは、無償で労働させる、ただで労働させる、労働してもそれに対して一切の賃金も支払わないということであるならば、これも一種の強制労働でありまして、文明国はこれを是認することはできない。仮に社会体制が違ふ国であつても、労賃の支払いは極めて基本的人権の一つでありまして、これはジュネーブ条約体制の捕虜に対する重要な義務規範であるということをおし申し上げておきたいと思ひます。

○渡部(行)委員 この捕虜の待遇に関するジュネーブ条約は、これは明らかに人道法と言つてもよいと思ひますが、人道法であると思つれば、当然平和憲法を持つ日本は人権条項を持つておりますから、そういう立場からこの捕虜問題を考える責任があると思ふのです。したがつて、人道上の問題というのはどれほど立派にやつてもこれでやり過ぎたということはないと思ふのです。

問題は、国際的な均衡の中で日本がどうしてもそれを実行できる力がない、経済力がない、そういう場合においてはある程度満足できるまでにいかなくともやむを得ないのではないかと思ひますけれども、今日、世界一の金持ち国と言われる日本が、西ドイツやイタリアやその他の国が立派に捕虜に対する補償法をつくつて手当てをしておるのに日本だけがそれをやらないというのは、これは憲法の立場からいつても、また国際法の立場からいつても、慣習の過去の経過からいつても私はおかしいと思ひますが、先生の御意見を聞かせ

願ひたいと思ひます。

○廣瀬参考人 私も結論的に同じであります、日本は憲法上人権尊重を掲げておりますとともに、平和主義の国家として国際的にも評価されてゐるわけでありまして。

実はここで今の渡部議員の御質問に関連して申し上げてみたいと思ふのでありますけれども、武力紛争というのは国際社会で今日でも絶えないわけでありまして、御存じのようにイラン・イラク戦争はそうでありまして、そういった場合に日本が国際的な責任を果たしたいといふのであるならば、交戦法上の手段を十分守り得るかどうかの監視手段を買つて出ることが将来あり得るとするならば、これはもちろん兵器の使用の問題、捕虜の待遇も含めてそうでありまして、日本がそういった武力紛争の絶えない国際社会で平和のために人道のために活動したいといふのが願ひであるとするならば、ジュネーブ条約体制に対して十分コミットをして、国際的な責任を果たし得るということをお国内法上もはつきりさせていたいただきたい。

私は、本件についてもその一環としてとらえる今日の意味が十分あるだらうと考えております。

○渡部(行)委員 最後に参考人に、ぜひこの機会に捕虜に関する問題について日本政府に要求したい等の御意見があれば、お述べいただきたいと思ひます。

○廣瀬参考人 私といたしましては二つだけ申し上げておきたいと思ふのであります、一つは、シベリア抑留者等に関する捕虜損害につきましては、これはやはり特別な国際法上の義務の履行の問題であつて、一般の戦争損害とは区別されなければならぬ、財政上の問題云々とは別に、この義務だけは国際的に明らかにしておいて、ジュネーブ国際赤十字委員会に対する責任だらうといふふうにも私は考えております。これが一つであります。

それから第二は、これは私、資料をいたしたいいろいろな角度から検討してゐるのであります

が、被抑留者特別給付金法案につきましては、確かに四つの段階を分けて補償の内容、給付金の内容を区別しておるようでありまして、それは捕虜の実態、被害の実態にできるだけ即応しようという形なんだろうと思ひまして、評価しております。

さらには年金恩給受給者に対しても支給するということがありますが、これも捕虜損害に対する捕虜の労賃補償については、これは国際的な義務でありますから、年金受給という問題とは全く別であるということから、この被抑留者に対する特別給付金法案については比較的私の今まで申し上げたことに近いかなと思つておるのであります。

ただ、一つだけちよつと気になることは、これは政府提案といひます、平和祈念事業のフアンドの構想を見ますと、確かに被抑留者の労苦をしのびということ、過去の過ちは繰り返すまいという意図なんだろうと思ひます、それから、永遠の平和を祈念するということでありまして、これ自体も決して悪くはないと思ふのであります。しかし、この基金の活動内容を見ますと、例えば過去のいろいろな資料の陳列とか、あるいは労苦に関する講演会の開催とかいろいろなことが規定されておりますが、このやり方いかんによりまして、交戦国、特にソ連に対する友好関係を阻害する懸念があるのではないかと私は考えまして、この総論的な平和祈念ということはいいのであります、それが運用いかんによつてかなりの危険性をはらみはしないだろうかということをもやや懸念しております。

○渡部(行)委員 参考人には長時間にわたつて大変ありがとうございます。以上で参考人に対する御質問を終わります。

さて、次に、大蔵省の方にお伺ひしますが、先ほど廣瀬参考人の方から提出されたこの証拠品については間違いありませんか。

○米澤説明員 廣瀬参考人の方からお話のありました昭和二十三年六月八日付の大蔵省管理局長、

理財局長連名の日本銀行外事局長あての通達、蔵管第三百九十二号というの存在しております。そして、これがそれとの関係で、私ども実務を行っておりませんものから、今いただきましたものはいずれもその実際の処理に係るものと思われまので、これはちよつと私どもの方では確認のしようがございませんが、そういう通達が存在していることは事実でございます。

○渡部(行)委員 大蔵省の方、どうも御苦労さまでした。あと結構です。

最後に、内閣法制局長官にお伺いします。先ほど条約局長と私のやりとりを聞いておられたと思いますが、この誤訳をした場合、その訂正は官報告示でやられたようですが、それは適法でしょうか。

○味村政府委員 先ほど条約局長が申されておりましたが、この条約の締結は正文に基づいて行うわけでございますし、条約の内容も正文によつて示されている。御指摘のジュネーブ条約、これは正文は英文と仏文ということになっているわけでございます。したがって、我が国が拘束されますジュネーブ条約の内容というものは、英文、仏文のそういう正文によつて表現されている内容ということになるわけでございます。

それで、非常に適切でない訳が行われまして、これは条約の審査を行います私ども法制局としても申しわけないと存じておるわけであります。しかし、そのように不適切な表現を適切な表現に変えるということは、これは条約の中身自体には関係がないわけでございまして、一たん国会の承認を得まして締結した条約の内容たる法規範そのものは、既にジュネーブ条約の公布によりまして、その正文の示しておる内容によりまして全体として効力を生じているわけでございます。したがって、今回は改めて公布の手続とかあるいは国会の御承認というようなことを経る必要がないというように考えます。

しかしながら、当然日本語文の中身を訂正するわけでございますので、これは広く国民に知つて

いただく必要があるということで、外務省の告示というところで訂正をするということに私どもも賛成をいたしました次第でございます。

○渡部(行)委員 これは確かに原文は全然変わっていないわけで、原文の訂正ではないわけですから、その効力には無関係なわけですね。しかし、日本の国会を通過する場合、いわゆる国会の承認を得る場合、あるいは天皇に奏上して国事行為として認められる場合、私は日本語文で出されていると思うのです。つまり、間違つた訳文によつて国会議員に明示し、説明し、そして天皇陛下にも同じような説明をして、そしてそれは間違えませんでしたというの、知らないうちにそつと直してしまつてはおかしいじゃないか、私は、これはまさに詐欺行為みたいなことになるんじゃないかと思うのです。詐欺というのはまあ金銭が絡むかもしれませんが、それでもない、いわゆるだました行為になるのじゃないか、こういうふうな思われるわけですが、どういふふうなものでしょうか。

国会は「抑留国」といふようにして承認したわけだ。ところが、後からそれは「当該国」になる。「当該国」は、この日ソ関係においては日本になるわけですよ。ソ連と日本の立場が逆転してしまつたわけですよ。そうすると、私どもが条約承認のときの認識とは全く違つた形で今度は訂正されてきておるとなれば、これは承認のし直しが必要じゃないでしょうか。

○味村政府委員 条約の日本語訳文を作成するということは、政府の責任においていたすわけでございまして、したがって、政府としてはこの条約の訳文が正文によつて表現されております条約の内容を正確に示すように訳文を作成しなければいけません。これは当然政府の責任でございます。

今回の場合には、先ほど申し上げましたように一部不適切な語があつたわけでございますが、条約は既に国会におきまして正文によつて示されている内容を持つてゐる条約として御承認をいただいておりますし、公布もそのようなものとして全体的に行われているというふうな言わざるを得ま

せん。しかし、先ほど申し上げましたように、こつさり直すというわけではございませんで、そのことはやはり国民に知つていただく必要がありますので、外務省の方から官報で告示をしたということになつてゐるわけでございます。

○渡部(行)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。どうもありがとうございました。

○前田委員長代理 参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

井上和久君。○井上(和)委員 初めに官房長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。我が国は、戦後四十余年を経まして、国民の懸命な努力によりまして世界で一、二を争うような経済大国と言われるようにまで発展をいたしてまいりました。しかしながら、さきの大戦におきまして三百十万人に及ぶ国民、あるいはアジアにおいては二千万人にも及ぶというといふ命が失われました。

経済大国であるとかあるいは四十余年が過ぎたといひましても、この大戦の傷跡は物心ともにわたりまして今なおいえないといふのが現状であるといふふうに私は思ひます。戦争のために傷つき、あるいは家族を失ひ、さらには生活基盤を喪失したこういういわゆる戦争犠牲者の多くにとつては、まだ戦争の傷跡を引つ張つておるわけでありまして、戦争犠牲者の皆さんにとりましては戦後は終わつていない、こういうふうな認識があるのかと私は思ひます。

政府は、これまでそういう戦争犠牲者の救済のために、その段階ごとで戦後処理を行つてこられたのでありますが、関係者の多くの皆さんから今なお戦後処理問題の解決、特に個人補償であるとかそれを国家補償でやつていただきたいという強い要望がございまして、こういうふうな問題を含めまして、この戦後処理問題ということについては大変重要な問題であると思ひます。このことに

つきまして、まず官房長官、この戦後処理問題についての総体的な認識をお伺いしたいと思ひます。

○小淵國務大臣 今日の平和であります日本の姿を見ましたときに、戦中戦後、この戦争によつて大変御苦労され、また犠牲になられた方々の御苦労あればこそと改めて考えるわけでございます。そこで、委員御指摘のように、戦後そうした方々に対する措置につきましては、その都度、政府といたしましても財政状況厳しき折にあつても可能な限り努力を積み重ねてきたところでございますが、順次こうした問題の取り扱いをいたしてまいりました経過の中で、一つは昭和四十二年にこの引揚者に対する特別交付金を二千億弱支出をいたしました。

その折、政府としては、戦後の処理問題については一つの区切りである、そういう考え方をいたしたわけでございますが、その後、いろいろのお立場の方々からこれまで御要望が出てまいりました、そうした問題の取り扱いにつきまして政府としてもいかになすべきか検討いたしました。が、委員御案内のとおり、前内閣のときに戦後処理問題懇談会を設置いたしました、その御答申を得まして、その結果、「国において措置すべきものはな」との結論に至らざるをえなかつた。ということとございまして、恩欠の問題あるいは在外財産の問題あるいはシベリア抑留者に対する補償の問題等、種々ございしましたが、そうしたものを一括いたしまして、平和祈念事業の特別事業としてその基金の中でこうした問題について区切りをつけたい、こういうことで今法案を提出し御審議を願つておる、こういう経過でございます。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕○井上(和)委員 一つの区切りをつけたいという御意向でございます。この平和祈念事業特別基金の法案の提案理由の説明の中で、「戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿つて所要の措置を講ずることを基本方針とする」、このように説明をされておるわけでありま

す。つきまして、まず官房長官、この戦後処理問題についての総体的な認識をお伺いしたいと思ひます。

すが、この戦後処理懇の報告というのは、いわゆる戦後処理問題については「もはやこれ以上国において措置すべきものはない」、こう提言をいたしておるわけでありませう。

しかし、今回、シベリア抑留者においては、金額は少ないわけでありますが個別補償の措置をとられておるわけでありませう。シベリア抑留者への補償はもっと手厚くなさるべきであるというふうには私は思っておりますが、それはそれといたしまして、一律十万円というようにシベリア抑留者のみに措置をされました。「これ以上国において措置すべきものはない」、これが基本方針、答申でありまして、それに沿ってやる事業の中でシベリア抑留者に対してのみこういう個別補償の措置をとるべきだと、先ほどの話とこれはすつきりしておるのだからかというふうな気持ちで多少私はするわけですが、このところ、長官、いかがでしょう。

○平野政府委員 ただいま先生からお話ございましたとおり、戦後処理問題懇談会の報告におきましては、これ以上国において補償すべきものはないということ、義務的な申しすか、国として何かやらなければいけないというふうな点についてははないという結論を出したわけでございます。

ただ、そういうことを基本方針として政府におきまして関係方面といろいろ話をしていられる中で、いわゆるシベリア抑留者の方々につきましては、やはりああいうような特別な事情で強制労働に服したという事情もある、こういうこともございまして、関係方面ともいろいろ調査検討、協議をいたしまして、今回このような法案を出させていたたくようにした次第でございます。

○井上和委員 これで再度いよいよ終止符を打つことができないだろうか、こういうふうなことだと思ふのですが、こうなりますと、だれでも不安といひましようか疑問に思ふのは、恩欠者の問題はどうか、あるいは引揚者に対して

どのように対応するのか、こういうふうな気持ちで自然に出てくると思ひます。これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 恩欠の問題あるいは在外財産問題につきましては、先ほど申し上げました平和祈念事業特別基金内に設けられます運営委員会におきまして事業のあり方について協議されることになつておりますので、この委員会にふさわしい方々を御選定をいただきまして、そうした方々の御議論またお考えをもとにしてそうした問題の処理はされていくものだ、こう考えております。

○井上和委員 もちろん、シベリア等で特別な状況の中で御苦労された方という認識、それも大切なことだと私は思ひます、そう思つていただくことは結構なんです、期間が短いゆえにということと結局恩欠者という立場に追いやられておる、こういう人たちはやはり、まさに言ひます一銭五厘の紙でやつていつて、一切をほうり出して命がけで戦つた、こういうことにおいてはシベリアの方々とも何ら遜色のない苦労であつたといふふうに私は思ひます。したが、いまだに、そういうふうなことから考えまして、ぜひこの問題を重要な問題として取り上げて認識をいただきたいというふうな思ひでございます。

そこで、御存じのように野党が、今我々が法案を提出をしておるわけでありませう、これにつきましても一度見解を伺つておきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 ここで提案理由の説明がございまして、私も拝聴いたしておりました。それぞれ御検討いただきまして結果を法律案としておまとめいただきまして提案をされておりますので、それはそれなりに、それぞれの政党のお考えをまとめられたものとして評価をいたしておりますが、政府といたしましては、申すまでもありませんが、現在、政府提案の法律案を御審議願つておりますので、私どもといたしましては、この問題の処理としては、この法律案をもって今後成立させ

ていただければ誠にこの処理をいたしていきたい、こう思つております。

○井上和委員 三月二十二日の当内閣委員会におきまして、我が党の竹内委員の質問がございまして、それで、基金の目的、事業、広い意味でこれは個別給付も含めてとらえて考えている、こう答弁をされておるわけでありませう。問題はここだと思ふのですが、この平和祈念事業特別基金を設立することを提唱されたのはどこなんでしょう。

○平野政府委員 この法案を提出するに至つた一番の基本と申しますか、そこは戦後処理問題懇談会、こういう問題につきまして政府の方からいろいろお願いいたしました戦後処理問題懇談会の報告というものを基本方針としてこの法案ができていくというところでございませう。

○井上和委員 お伺いをしたいと思います、戦後処理問題懇談会でどういふことを検討されたか。

大体大別いたしますと、一つが、処理が残されている戦後被害があるかどうか、また、二番目には、これまでに講じられた措置に不均衡なものがありはしないか、さらに、その後の事情の変化によつてこれまでの措置を見直す必要があるのではないか、これらについて二年間検討をなされたということだと思ひます。その結果、特に恩給欠格者あるいは戦後強制抑留者、在外財産等の問題を含めて、結論として「もはやこれ以上国において措置すべきものはない」という結論を出し、平和祈念事業特別基金の提唱を報告としてまとめ提出をなさつたというふうな理解をしておるわけでありませう。

したが、いまして、それを基本方針とするということ、政府は、もはや戦後処理は終わったのだ、しかし関係者の心情を思うとこれだけはやつておこうじゃないかということ、記録を残したりあるいは出版事業をしたり調査研究という形を示したのじゃないかというふうな思ひます。だから、戦後処理は終わったとする平和祈念事業特別基金

でもう一度個別給付あるいは個別措置も含まれますと言つても、なかなかこれは信じられにくいのでありますが、この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○平野政府委員 既に御承知のように、戦後処理問題懇談会というのは審議会とかさういふものではないと思ひます、これは懇談会という言葉に出ておられますと、いわばさういふ有識者の方々の御意見を聞いて政府の施策の参考にしよう、こういうことで、この三問題、恩給欠格者問題、それから戦後強制抑留者問題あるいは在外財産問題等につきましてそれを中心とするいわゆる戦後処理問題についてどうあるべきかということをお聞きしたわけでございます。その結果、ただいま先生もおつしやいましたとおり、今までのいろいろな政府における諸措置を検討した結果、国においてこれ以上特に措置するようなものはないけれども、戦後四十年にならぬという中で関係者の方々の心情に思いをいたすとき、やはり何かこういうことをすべきではないだろうか、そういうふうな考えに基づいて戦後処理懇の報告ができた、これはただいま先生がおつしやつたとおりでございませう。

したが、いまして、政府は、そういうふうな御依頼を申し上げた経緯もこれあり、また、そういうことを基本方針としながら、なおかついわゆるシベリア戦後強制抑留者の方々に對しては、それらの方々が置かれた特別な事情というものを加味しながらこの法案を作成するに至つた、こういう経緯があるわけでございます。

○井上和委員 だから、平和祈念事業というその事業の中で、今後個別的な措置あるいは個別的給付、そういう問題といふものは引き続き審議をされるということではないのですか。

○平野政府委員 法案に即して申し上げますと、二十七条に基金の業務といふのが載つております。この中に一項といふのがございまして、「基金は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。」ということ、具体的に一号から、資料の収

集とか調査研究とか出版物その他の記録とか、そういうことがございます。その中で第五号というところに「前各号に掲げるもののほか、第三条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。」という内容になっておりまして、これが具体的には明記されてないわけでございます。この第二十七条一項五号の「第三条の目的を達成するために必要な業務」の内容につきましては、先ほど官房長官からお答え申し上げましたとおり、運営委員会等の協議を経て行つていくということでございますから、その協議の結果を見て、私どもどういうことができるのか考えていきたいというふうに思っております。

○井上(和)委員 結局、運営委員会の審議の状況を見守つてというふうなことだと思ふのですが、そういうふうになりますと、その運営委員会の審議の中で個別給付というものはもうやりませんというところが審議の結果として出された場合には、それで政府はそうですかということと受けておつてしまふということになりますと、非常に——私が考えますに、この問題というのは政府自体がしっかりとかわつていくべき問題であり、政府がやるべき話だというふうに思ふわけなのです。それが、一法人をつくつてそこで一切のことを進める、そこが進めたのだから政府はそれを認めるというふうになつてしまふのだということになりますと、非常に責任を回避することになりはしないかというふうに私は思ふとともに、この運営委員会というものの審議ぐあいによつて政府の判断が決まるということになることは大変問題であるというふうに思ふわけでありまして、

○平野政府委員 いずれにいたしましても、運営委員会という協議がなされるか、政府としてはその推移を見守つてまいりたい、このように考えております。

○井上(和)委員 だから、その運営委員会の推移を見守つて、そしてそれに沿つて、それを政府は認めるだけという立場をとるようになってしまふのでは、こういうふうな大変な問題というものが、ある意味では無責任に進んでしまひはしないかというのを私は申し上げておるものであります。運営委員会の審議の状況の推移によるのだというだけではいけないと思ひます。というのは、これによつて結局は個人補償への道というものがもう閉ざされてしまふかどうかということの瀬戸際でもあるわけでありまして、このところはしっかりとらしていただかないと困るというふうに私は思ひます。

例えば欠格者のことにつきまして伺いたいと思ふのですけれども、今二百九十五万とかあるのは三百万というふうな言われておりますが、こういう欠格者の方々がおられるわけなんです、こういうふうなことになるんです、一つの法人だけで運営をしていくのでなくて決定をするということになりますと、大変無理があるんじゃないかというふうな思ふわけなんです。なぜかならば、例えば三百万というふうになりますと、今回のように、低いと言ひながらも一応シベリアの抑留者と同じように扱おうかということになれば、十万円ということとすると相当な金額になると思ふのです。そんなことをいふ法人だけでやれということとは適切でないのじゃないかというふうな気がするのです。三千億円もかかるような仕事にやつてみたらなるわけでありまして、その点についてもう一度答えてもらいたいと思ひます。

○平野政府委員 基金の事業の中で先生がおっしゃつておられるような問題についてどういう取り扱いになるか、先ほど申しましたとおり運営委員会の推移を見守つていくことになるわけでございますが、その基金の性格そのものも、確かに一法人ではございますけれども、いわば国の仕事をかわつて行くという意味におきまして、今御審議いただいておりますと、その業務等について法律できちつと書く、いわゆる私どもで認可法

人と申しておるわけでございますけれども、国の業務をかわつて行くだけの何と申しますか形を備えた法人というふうな考えておりますので、そういういろいろな業務につきまして、直接私どもも十分その法人の業務と申しますか仕事の仕方については注意しながら進めていきたい、このように思つております。

○井上(和)委員 注意しながら言つて、私はこの前の質問で官房長官にお伺いをいたしましたのですが、そういう言葉がわからぬのですよ。注意するなと言つたら、しっかりと見ていて、こういうことがいけないと思つたら直ちにそれをとめてそして変えさせよとか、そういうふうなことが注意なのか、非常にわかりにくいことをすく言つてからいかぬと思ひます。もつとわかりやすく答えてもらいたいと思ふのです。

とにかく、例えばの話といたしまして、三百万からの恩欠者の方々に對して対処するとなれば三千億もかかるのかというの、この案では出資総額二百億円の法人で三千億円に及ぶかという話のことについては、もうやれないと考えるのがある意味では素直な見方ではないかというふうに私は思ふのです。したがらしまして、こういうふうな意味からいひまして、注意するといふふうな意味ではなくして、もつと具体的に、この基金でそれが十分にやつていくのかどうかということについて言つてもらいたいと思ひます。

○平野政府委員 この基金の監督権は内閣総理大臣にございまして、きちつとやつていくものというふうな思つております。

○井上(和)委員 官房長官、戦後処理ということは大変長く続いていくものだというふうに思ひます。この祈念事業といふものをおやりになることに對して私は反対するつもりはないのですが、永遠の平和を祈念する事業といふことですが、本當の平和を祈念する事業といふものは、むしろ政府がこの戦後処理について、戦争における傷といふものに徹底的にかかわつて、そして徹底的に最後まで拾ひ上げるといふか関与する、このことをす

ることが最も永遠の平和を祈念する事業になるんだというふうに私は思ふのです。これをしたからこれで一応区切りましよう、これをやるから区切りましよう、悪く言えば早くやめようやめようといふのではなくして、もつともつといふいろいろな意味で、この大戦によつて被害を受けた方々、それによつて損傷を受けた方々、そういう人々に對して単なる慰藉ではなくして、本當に政府自体がもつと根底的に、いつまでもこのことに對しては私たちがかわりますという姿勢を持つことが、私は永遠の平和を祈念する姿勢であるというふうに思ふのですが、いかがでしょうか。

○小淵國務大臣 大戦の後始末と申しますか、あるいはその犠牲者に対する補償の問題等は、戦後、政府としても先ほど申し上げましたように懸命に努力をしております。戦没者の遺家族の問題あるいは軍人恩給の問題その他で得る限りの努力をいたしてきた次第でございますが、その後、いろいろな方々から、なお傷跡が残つておるということ、それそれのお考えに基づいて処理問題として提起されてきました。そういうことで、冒頭、委員の御質問にもお答えをいたしました。戦後何回か政府としては一応の戦後の未処理の問題についての区切りという形をとつたこともございまして、なおかつ、御指摘のように今問題になつております三つの問題も含めまして提起されてきたわけでございます。

○井上(和)委員 処理態の報告書というものを

見せてもらいましたけれども、まだまだ戦後処理の問題で触れないと私が見ても思うようなものがたくさんございます。

例えば、原爆被害者の救済のための被害者援護法の早期制定、あるいは中国残留孤児の問題、また北朝鮮残留孤児の実態の調査、さらには北朝鮮の日本人妻の墓参、里帰りの実現、サハリン残留朝鮮人問題、あるいは未収集の戦没者の遺骨の問題、これらは非常に大事な問題だと思えます。恩欠者あるいはシベリア抑留者あるいは在外財産、この三つだけが問題ではなくして、これらの諸問題というものは、戦後の処理の上において大変な意味を持つておると私は思うわけであります。

これらの問題が、この平和祈念事業というものは、一法人だけで、ある意味ではもう一切あなた方に任せるよ、そうなるというように、今例として申し上げました事柄に対しても、政府自体がかわりをぜひお持ちいただきたいという願いがあるのですが、いかがでしょうか、もう一度官房長官。

○平野政府委員 既に御承知のとおり、この基金は、いわゆる戦後処理問題と称しておりますが、その中心的なものはいわゆる恩給欠格者問題あるいはシベリア抑留者の方々の問題、さらには引揚者の方々の在外財産、こういう問題を中心とするいわゆる戦後処理問題についての最終的解決を図るための基金ということでございます。

ただいま先生が御指摘ございました諸問題は、非常に外交に触れる問題あるいは既に他の省庁等において手がけている問題じゃないかというふうな思っております。実は、戦後処理問題の中ではそういう問題については触れないでいいという基本的なお話が冒頭あったことはあるいは御承知かと思えます。したがって、私もこのいわゆる戦後処理問題というのは、私が先ほど申しました三問題を中心としたいわゆる戦後処理問題、これについての最終的な解決を図るための基金をつくる、こういう趣旨であることを御理解賜りたい

と思っております。

○井上(和)委員 私が申し上げておるのは、こういうふうな事柄も戦後処理のことになるでしょうということをおっしゃるわけなんです。だから、こんなことについても政府としてはしっかりとらえて今後かわつていっていただけたらいいと思います。それで、こういうことも含めて見解をお願いしたいわけでありまして、ちよつと違ふと思ひますよ。

○小淵國務大臣 委員御指摘のことは、広く戦後の処理問題ということでお挙げをされたテーマであらうと思ひます。中国人の残留孤児の問題等々お挙げになりましたが、それは政府といたしましてもそれぞれの役所におきましてもできる限りの対応をしてきたところでございまして、したがって、今度の法律案は、今平野室長が答えたとおりでございまして、その他の御指摘されたような問題につきましては、原爆の被害者の救済の問題等におきましても財政的にもできる限りの措置を今日もつておるところでございまして、なお

○井上(和)委員 ぜひともよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、平和祈念事業の特別基金について具体的な問題を二、三お伺いしておきたいと思ひます。

まず、基金が設立をされますと、その人員構成というのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○平野政府委員 こういう行政改革が非常に厳しい情勢の中で新しく法人を設けるといふことでございまして、できる限り効率よく業務を進めていきたい、こういうふうな考えでおります。

そういう意味におきまして、新しくできます基金のいわば職員の数、定員十六名というふうな考えております。それ以外に役員が、法律にも載っておりますけれども、理事長、理事あるいは監事という最小限のメンバーで臨んでいきたい、

このように考えております。

○井上(和)委員 だから具体的に教えてもらいたいと思ひます。同時に、この基金の運営予算、人件費というのは大体どのくらいかかるであろうと見ておられるのか、あわせてその数で教えてください。

○平野政府委員 初年度と申しますのは六十三年度、今年度でございますが、今年度、基金の運営費として約五億円計上されております。そのうち、先生が今おっしゃいました人件費とか物件費とかいわゆる管理費的なものは、おおむね三億円程度ではないかというふうな思ひます。

○井上(和)委員 五億円ということでありまして、大変なお金でございまして、十万円が何倍になるか、大変な数だと思ひます。というのは、もしこのいうふうになくさんお金がかかるということになつて、こういう組織ができるたびに役人さんの天下りの場所が一つふえるのかなという気が純粹にするわけでありまして、もちろんそういうふうなことだけではなと思ひますけれども、ちよつと憂いを持つておられます。

それから、抑留者の帰国時期にかなりのばらつきがあるというふうにお伺いしております。一番早く帰国された方と最も長く抑留された方の期間はどのくらいございましょう。

○平野政府委員 お話がございましたとおり、一番早い方で二十一年までにお帰りになつた方がいらつしやいます、大きく分けてソ連等からお帰りになつた方、シベリアの抑留者の方々につきましては三十一年ごろで大体終わつております。

ただ、これは厚生省の資料でございまして、その後ばつと一人だとか二人だとかいうのはございまして、大筋におきましては三十一年でいわゆるシベリアからの抑留者の方々は終わつていふことが言えようと思ひます。

○井上(和)委員 今伺いましたように、二十一年から三十一年ですけれども、十年間もばらつきがあるわけでありまして、ところが、今回の慰労金という形では一律十万円、金額でいうとそういうふうな言

われておるわけでありまして、こういうことから考えましても、一律というのは平等なようですが、これが一番不公平じゃないかという気がするわけでありまして、そういう意味からいひまして、この三党が提出しております法律案のように段階をつけてやつていただきたい、ぜひ修正をしてもらいたいという要望をしたいと思ひますが、いかがですか。

○平野政府委員 今回いわゆるシベリア抑留者の方々に慰労金、おつしやるように十万円でございますが支給することにいたしましたのは、先ほどもちよつと申しましたけれども、戦後という特別なときに、戦争が終わつた後にあの酷寒の地で強制労働に服されたという特殊事情を考えた、こういうところから個別に慰労の気持ちをおこしたというところからこういう措置をとることにしたといふこととございまして、確かに十万円は高いと低いとかいふ議論はございまして、例えはシベリアの期間も足して恩給をもらつておられる方とか、そういうふうなシベリアの抑留期間に對して何らかの国の気持ちをあらわさていただいた方々は別でございまして、そういうこともしていただいた方々に対して国として慰労の気持ちをあらわしたいといふことで、いろいろな点を考えて十万円にしたといふことでございまして、ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○井上(和)委員 大変わかりにくく感じるのかもわかりませんが、十年間も差があるといふことは、極端に言えば十年おつた人は五年おつた人の倍も苦しんだといふことになるわけですね。だから、それを同じに扱ふことが正しいのではありません、正しくないといふことを申し上げておるわけですが、したがって、私も三党の提出した法律案はそういうことがきちつと分けてございまして、その方が正しいのじゃないですか、ぜひそういうふうにしてもらいたい方がどうですかといふことを聞いておるのです。

○平野政府委員 少し言葉足らずであつたかと思

います、私も今回そういうシベリアの抑留者の方々に個別に慰労の気持ちをあらわすため、書状と慰労の品と慰労金というのを一応考えたわけでございます。全員の方々に一応書状と慰労の品というところでございますが、ただいまお話がございました慰労金につきましては、恩給等を受給してない方々のために、確かにさきやかであるかもしれないけれども、国としての慰労の気持ちをあらわすため十万円にさせていただきますというところでございます。こういうことは若干あれかと思えますけれども、仮に十年いらつしやった場合には、この方々は加算年等もございますからきつと恩給などをもらつていらつしやるのじやないかな、そんなふうに通つておるところでございます。

○井上(和)委員 時間がありませんので次に行きます。

定義についてであります、第二条の中で、「この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。」こういうふうな定めであるわけであり、抑留中に死亡された方というのが含まれないのかどうか。

○平野政府委員 この法律の定義では含まれておりません。

○井上(和)委員 これはなぜ含まれないのでしょうか。行つて抑留をされて強制労働に従事して、そして亡くなったのです。そういう人が亡くなったというのは、もちろん事情はいろいろあると思いますが、その過酷な条件に耐えられなかったという事実があるし、わかりやすく言うところ、帰つてきた人よりもひどくこたえた、その人にしてみたら死ぬぐらいこたえたということだと思ふのです。その方々については慰労の中に入らないというのは非常に不濟なんです、どうですか。

○平野政府委員 この特別基金は、既に御承知の

とおりに、「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため」ということが第三条に基金の目的としてうたわれているわけでございます。そういう基金の目的に照らしてシベリア抑留の方々を見た場合には、現地で亡くなった方も含まれるというふうな私どもは考えております。

やや法律的に申し上げて恐縮でございますが、ここで言う「戦後強制抑留者」は、先ほど申しましたとおり定義としては死亡者をなくしているわけでございますが、一条に、「引き揚げた者等」ということで「等」という言葉も実は使っているわけでございます。そういうところで、法律上におきましては、この基金の対象としてその関係者の中には当然のことながら現地で亡くなった方も含むというふうな私どもも考えております。ただ、定義でそれを外しましたのは、そういう方々で本邦に帰還された方々に対しては、個別に慰労の気持ちをあらわすため書状や慰労の品、あるいは恩給等を受給されてない方にはさらに慰労金を差し上げようということにいたしましたので、法律の定義上の問題としては除いた、こういうことでございまして、考え方としては、先生もおっしゃいましたとおり現地で亡くなった方も含めてこの基金の対象となるということでございます。

○井上(和)委員 ぜひそのことを注意してもらいたいと思ふのです。私はいつもこういうことを御質問申し上げるときに勉強してみようと思うのですが、途中亡くなった方々とか、あるいは恩給の問題にしてもそうですが、「兵」と書いてありますね。そして段階があつて「大将」と書いてあります。こういうふうな段階があつて、そしてそれが非常に金額が違ふのです。兵という人がいたと大將がいたとどのお金がどのくらい違いますか、言つてみてください。段階ごとに、大まかで結構です。

○石川(雅)政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問のございました旧軍人の普通恩給受給者についての受給額でございますが、兵については現在受給者は四十三万九千五百五十人ござい、平均年額は四十五万五千八百九十七円というふうなことでござい、それから、大將につきましては現在該当する者がござい、その数字は出てまいりません。(井上(和)委員)その下を讀んでください、人のいるところを」と呼ぶ。それでは、現在受給している階級で一番高いところが中將でございますが、受給者が三十四人、平均年額は三百六十三万四千九百八十二円ということになっております。

ただし、これだけの差が出てくる理由といたしましては、恩給は御承知のように最終の給与と在職年をもつて計算するわけでございますけれども、兵につきましては、加算年を入れますと十二年に到達しているわけでございますが、実在職年は平均で四・七年でございます。それから中將につきましては三十一・一年、これだけの実在職年の違いがある、こういうことでございます。

○井上(和)委員 これは素人考えというのか私の思いつきでありますけれども、大將の命も兵の命も同じだと思ふのです。まして御苦労というものを見たときに、私はもちろん、若いこともありまして軍隊の組織とかそんなものは知らないわけであり、兵と言われた方々は本場にまきまき文字どおり最前線をやつたと思ふのです。大將あるいは中將という人は、毎日の生活にしろもすくよかつたというふうな認識を私は持つておるので、それが、戦争が終わつて恩給で補償されるという場合にも、その段階がそのまま、ここにすつといふところあります、これは見ましたね、書いてあるのですが、こんなに段階がつくつてあつて、そしてこれで、今聞いたでも三百二十万も差があるのです。こんなことが現実にあるということ、私は大変おかしいのじやないかという気がするのです。

何私私が言うのは、例えば偉い人とか、たゞくさんもらつてゐる人を減せと言ふのじやないのです。それは結構なんです、私はそれよりも兵と言われる方々の分をもつと引き上げるのが本當

に正しいのじやないかという気がいたします。こういうふうな段階が戦後もそのまま残つて、現実に今もこれだけの差をもつてやつておることが、私は非常に不可解というかわからない気持ちがあるのです。戦争という一つの事柄の中では同じだったろうし、まして生命と生命は同じであらうわけなんです、まして生命と生命は同じであらう、これは私が感じることでありますので、申し上げておきたいと思ひます。

このように戦後の問題についていろいろあるわけであり、このところ申上げておきたいのは、そのようにお亡くなりになつた方、その人たちを決して忘れないようにしてもらいたいし、そういう方々の遺族の皆さんや関係者の方々に對して十分に補償をしてあげてほしいという願いを私は持つておるわけであり、

もう時間がござい、次に参ります。実は、これもあるところからお話を聞いたのであります、旧陸軍が広島県の大久野島というところに、昭和二年から終戦までの間、旧陸軍東京第二造兵廠忠海製造所が設置されまして、イペリットとかルイサイト、あるいは青酸、ホスゲン等の毒ガスが製造されていたものであります、これら毒ガスの製造工場で働いていた方々は、毒ガスの汚染によりまして障害を受け、戦後四十年を経た今におきまして、ある調査では数千人と言われておりますが入院や治療を続けておる状態であり、また、これまでも千三百名余の方が毒ガス汚染によつて亡くなつておるということであり、

これらの方々はどうの法律によつて救済をされておるのだろうか、私はこれが非常に心配でございまして、まずお聞きをしておきたいと思ひます。

○山口説明員 お答え申し上げます。

ガス障害者の救済のための措置といたしましては、昭和二十九年の行政措置におきまして特別措置要綱というのを定めまして、実質的に行政措置としての救済をやつております。そこでは、ガス

の患者さんに対して療養費をお支払いするというようなこと、それから公務傷病年金等をお支払いするということをやっております。

○山岸説明員 ただいまの大蔵省からのお答へのほかに、厚生省の關係で戦傷病者戦没者遺族等援護法という法律がございます。この法律によりまして、ただいまの大久野島の毒ガス製造従事者のうち、私どもは内地軍属と申しておりますが、軍属であつた方、あるいは動員学徒ないし女子挺身隊等國家總動員法によりまして動員された方々、この方々は援護法上で準軍属という身分を与えられておりまして、この方々が業務に従事したことによりまして第五款以上の障害を有した場合、あるいはそれによりまして死亡された場合のその遺族の方々に対しては、障害年金、遺族年金、遺族給与金もしくは弔慰金を支給することになっております。

○井上(和)委員 昭和二十九年までに亡くなられた方というのはどういふふうになっておりますか。

○山岸説明員 お答え申し上げます。

今私が申し上げました二十九年の特別措置要綱におきます行政措置は、二十九年の段階でガスの障害で非常に苦しんでおられる方に療養を全にやつていただきたいという趣旨で設けた措置でございます。それ以前に亡くなられた方につきましてはこの措置の適用はないということでございます。

○井上(和)委員 これも先ほどシベリアのときに申し上げましたけれども、二十九年以後生きていた場合にこういうことが救済されるわけでありまして、亡くなった人はそういう救済に入らないという、今言われたとおりなんです。

そうなりますと、結局、毒ガスというものを扱って、これは最も悲惨な、ここにも本が出されてございまして、「地図から消された島」という本に当にすばらしい本でございまして、この中にも出ておりますように、大変な状況の中で、死ぬるにしましても、がんの症状よりもっと怖いよう

な、まさに肺なんかぼろぼろになって死んでいった。そういう事柄がほとんどここに書かれてございますが、そういう大変な状況であつて、まさに、死んだ、それが早く死んだということとはひどかったということだと私は思うのです。そういう人は二十九年以前だからこの対象から外れるのですということは、私は本当にやりきれない気持ちがあるわけなんです。こういう方々に対してぜひとも救済の措置を講じるべきだと思つておりますが、どうですか。

○山岸説明員 ただいま御紹介申し上げました戦傷病者戦没者遺族等援護法によりまして、これは累次改正を経ておりますので法律が適用されたのは昭和三十八年になるわけでございますけれども、この援護法の対象になる方につきましては、昭和二十二年以降戦争が終わるまでの勤務により障害を受けた方について、先ほど御紹介申し上げました補償をするようになっております。

○井上(和)委員 ぜひそういうことに心を用いてもらいたいと思つております。

例えば傷病手帳が来ることになってゐるので、今はちゃんと、ところが、それがはつきりして傷病手帳をいただくにしても、その手帳が非常に手間がかかつて、遅くて、私のいたたいろいろな書類の中にも出ておるのですけれども、手帳をいただいた次の日に亡くなったというようなことがたくさんあるそうです。そんなことでは本當に手続のために人間の生命が失われる、それを見越すことになつてしまふわけでありまして、こういうことはよくないと思つて、ぜひともそういうことについて迅速にやつてもらいたいと思つて、患者の皆さんの期待にこたえてもらいたいと思つてゐるのです。

それから、これは個人的な事柄になるわけなんです、菅野茂さんという人が実はこの大久野島で働いておりました、昭和二十八年の二月十二日に死亡されております。なぜこういうことを言ふかといふと、この人のような人がたくさんいらつしやるだらうと思つてから私は申し上げるので

すが、この方は昭和十三年から十六年まで三年間そこで毒ガスの製造に携つたのです、もちろん体はやられて、そして慢性毒ガス性肺壊疽という病名で亡くなつておるのです。この方は、そういう状況でありながら一切救済措置といふか、この人はそののに対して何一つも救済をされたことがないわけなんです。

これなんかを見まして、これは厚生省自体へも何回かこの人が書類を出したと言つておりますから、多分そこへ出ておると思つて、二回、三回とこの方は出したそうです。しかし、それに対しての返事がすぐ長引いて、それでまた出してまた長引いてとなりまして、とうとう今になつてしまつたといふことでもありますが、今現在、一切の御返答もどういふ措置もない。ただ一点、紙が来たのは、先ほど私に御答弁いただいたように、昭和二十九年以前でございましてから救われませんと書いてあるのが来たのださうでございまして、こういうことでは、本當に苦勞されたといふか命がけで仕事をしていた皆さんに対する対処の仕方としては非常によくない、こう私は思つてゐるわけでありまして、

このことについてはそういうことです。何回か書類が、多分広島県を通じて出されたと思つて、出しておると思つて、これはどんなでしよう。

○山岸説明員 今先生からお話のありました菅さんの件でございまして、この方は従前、先ほど大蔵省の方からお答え申し上げました大蔵省サイドの給付についての御請求をしておられまして、残念ながら援護法の手続を一切していらつしやなかつたわけでございます。非常に残念なんですけれども、もう少し早いうちにお気づきいただいたら援護法が適用されるかもしれません。ちよつと実情がわかりませんが断定はできませんけれども、身分的にも確かなやうでございまして、援護法の適用の可能性があるといふことでございます。

それで、御指摘をいただきました、実は県なり

市町村の方、大三島町でございまして、そちらの方まで御照会申し上げたのでございまして、まだ援護法の手続を一切していらつしやらないといふことではございまして、できれば援護法手続をしていただきたいといふふうな考へております。

○井上(和)委員 そういうふうな非常に冷たいんですよ。この人はそれだけつらいつておつたんだらうなと思つて、今こゝでそうやつて話をするんです。しつかり本人に言つてあげなければいけません。本當に冷たい。こんなことではいけないと思つて、

例えば、今回のこの平和祈念事業につきまして、昭和六十八年でしたか、それまでの人たちが対象になるので、それ以外の人たちは対象としなと明確に書いてありますが、それじゃこれから五年間に、この平和祈念事業に關係する皆さんに対して徹底的にこれを周知徹底をしなければならぬですね。これをいい加減にしておいて、あなたはこの間だけつら救われたんだすけれども、もう期限が来ましてからだめですよといふ話をするんです。そういうことを平氣でするんです。一言言つてあげたら済むことが、非常に冷たいんですよ。先ほど聞いたのでそれがはつきりしておると思つて、ぜひそういうことのないようにしてもらいたいと思つてゐます。

それと、最後でございますが、実は奥野国土庁長官のお話新聞をにぎわしてございまして、私も非常に大変なことだと思つてゐるわけでありまして、まさにこれはいろいろ言つてゐるやうな、その気持ちではないとかあるとかいふ、そんなやうな次元の事柄ではないといふ気がいたします。非常に基本的な意味において、戦争といふものに對して、戦後の考え方といふか、我が國の態度といふものに影響をしてくると思つて、これについて官房長官の御所見を伺いたいと思つてゐます。

○小淵國務大臣 御指摘の奥野国土庁長官の発言が中國の新聞等の批判的反應を招く事態となりまして、遺憾に存じております。

政府といたしましては、日中共同声明の中で述べられております過去の歴史に対する認識にいささかの变化もないということに改めて表明いたしたいと思ひます。

なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明らかにされておりますように、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは政治を行う者の当然の責務であります。他方、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬということにつきましましては、政府としてもより慎重でなければならぬ、このように考えております。

○井上和委員 大変ありがとうございます。

○竹中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

午後三時七分開議

○竹中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。川端達夫君。

○川端委員 長官どうも御苦労さまです。平和祈念事業特別基金等に関する法律案について幾つか御質問申し上げたいと思ひます。

まず冒頭に、この法律案は、いわゆる戦後処理問題というのでいふ問題があり、具体的に中身のほうで決まっているもの、あるいは問題として残っているもの、たくさんあるわけですから、そういう諸問題の施策の一つとして提案をされてきたというふうな考えでいるのですが、この法案が戦後処理における施策の中でどのように位置づけられているのか、この法案の趣旨とともに長官からお伺いしたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○小淵國務大臣 政府といたしましては、昭和四十二年の引揚者に対する特別交付金の支給をもちまして戦後処理に関する措置は一応終了したと考えてきたところでございましたが、恩給資格

者問題、戦後強制抑留者問題、在外財産問題などいわゆる戦後処理問題についてなお一部に強い御要望がありましたので、民間有識者による戦後処理問題懇談会を開催して検討をお願いいたしたところでございます。

政府といたしましては、五十九年十二月に内閣官房長官に提出された同懇談会報告の趣旨に沿って所要の措置を講ずることを基本方針といたしまして、具体的内容について種々検討調査を行つてきた結果、この法案を提出するに至つたものであります。これをもちましていわゆる戦後処理問題については終結をさせたい、こう考えておるところでございます。

○川端委員 戦後処理問題懇談会の答申を受けて、それで戦後処理問題の締めくくりということに終結するという形でここにお出しになつたという御答弁だったのでありますが、この法案の対象とされる人たちは問題というものは、今長官も述べになりましたように、いわゆる恩欠者それから強制抑留者あるいは在外財産等の問題、その三つに限定をして考えておられるというふうな受け取れるのですが、それでよろしいのでしょうか。

○小淵國務大臣 そのとおりでございます。

○川端委員 法案の中にそういう人を称して「以下「関係者」と、こういうふうな書いてあるのですが、その第一条の中に、三つのそういう人で、「本邦以外の地域から引き揚げた者等」というふうに書いてあるのですが、この「等」というのはどれぐらいの範囲をお考えになつておられるのか、政府委員の方で結構ですので、お答え願ひしたいと思います。

○平野政府委員 この「関係者」でございますけれども、大臣からお話し申されましたとおり三つの問題ということでございます。

先ほども御質疑があつたわけでございますが、シベリアに抑留された方、戦後強制抑留者というのは、例えて言うならば「本邦に帰還したもの」というふうなやや限定的に使つておられるわけでござ

います。しかしこの基金の対象とする、つまり今次の大戦における戦争犠牲者を銘記し、平和を祈念する意味における基金の対象としては、当然現地で亡くなった方々も含めたいいわゆるシベリアの抑留者というふうな考えることにならうかと思ひます。そういう意味におきまして、この「等」というところその辺は読んでいきたいというふうな思つておるところでございます。

引揚者の問題につきましても、ここに書いてございまして、まさに我が国にお戻りになつた方ということでございまして、いろいろな観点から見ますと、現地で亡くなったような方についても、例えば記録の収集とかいうような問題になつた場合には全く無視するわけにはいかないのではないかと、このように考えておられるわけでござい

ます。

○川端委員 初めの方はよくわかつたのですが、最後の方で言われた部分がちよつとあれなんですけれども、メーンとしては、対象者というのは、いわゆる恩欠者と強制抑留者と在外財産、要するに引揚者等をほとんど集中的に考えているのであるということによろしいですね。

○平野政府委員 そのとおりでございます。

○川端委員 そういう趣旨を受けて、第三条に「目的」ということで、「関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。」というところが書いてありますけれども、これを先ほどの趣旨といふいろいろあわせて考えますと、恩欠者それから強制抑留者、在外財産の引揚者を対象にして慰藉の念を示す事業を行うことと読めるのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○平野政府委員 そのとおりでございます。

○川端委員 というふうな考えますと、いわゆる戦後問題をいろいろな形で検討し、四十二年に終結宣言をして、その後いろいろな流れの中で懇談会の答申が出た、そういう中で三つの関係者に対して慰藉の念を示す事業をするためにこの法案が出てきたということになるわけですが、そ

の目的を達するために第二十七条で「基金は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。」「一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。」「二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。」「三 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。」「このように、一、二、三に関しては「関係者の労苦に関し」という言葉がついて具体的な施策になつておられるわけですが、それ以下に書いてある、資料を収集したり、調査研究あるいは出版物を出すという場合の事業が、先ほどから言われている例えは恩欠者であれば、恩欠者であるからという人たちに限定をした事業としてあり得ることなのかということをお伺ひしたいのです。

広く一般的に平和を祈念するということであれば、国民はいろいろな形で戦争に対してつらい思いをした、あるいは犠牲を受けたという場合に、例えばその中で兵役に参加をし戦地に実際に赴いた人がおられる。例えば出征するに際しては遺言をつくり、つめと髪の毛を残し、資産をせりなり処分をして、後顧の憂いなく、いつ死んでもいいという形で出征をした。不幸にして亡くなられた方もおられる、負傷された方もおられる、生還をされた方、そういう中で、二度とこういうことを起こしてはいいまいという思いの中で平和祈念事業をやる、これは理解できるのです。

そういうときに、この人たちは恩給をもらつてゐる恩給資格者であるから事業の対象ではなくて、いろいろ計算をし加算をしても十二年にならぬ恩欠者であるから、この人たちは特に限定をしてこの一、二、三にある事業というのがある得るのですか。いわゆるこの三つの事業が、恩欠者あるいは強制抑留者、引揚者に限定した事業として理解できるものとしてあり得るのかどうかについてお伺ひしたいと思ひます。

○平野政府委員 基金の事業は先生が御指摘されたとおりでございます。

先生のお尋ねは、そういういわば三問題の關係者に限つてこれだけの事業を行うのかということでございますので、私どもの方といたしましては、その基金の業務の主たる対象者というものはこの三問題に限るわけでございますけれども、ただいま先生がおっしゃいました、それでは例えば恩給欠格者の方々の問題をいろいろ記録にとどめたりあるいはいろいろ調査研究する場合に恩給を受給しているような方々を除くのか、こういうお尋ねかと思つております。私は、この点は先生と恐らく同じだと思つてございすけれども、恩給欠格者の方々を考へる場合に恩給受給者の方を全く除くということにもならないのだからと思つてございす。

ただ、私も考へておりますのは、そういう基金の行方さまざまな資料の収集とか調査研究とか出版物とかという場合に、その焦点と申しますか視点と申しますか、そういうものは恩給欠格者なら恩給欠格者という視点から物をとらえてそういうことをやっていきたい、こういうことでございまして、その周辺にいる人もしくはそういう状況というものを全く無視してそういうものができるとは私も思つてはおりません。そこに「等」という意味のいろいろな意味が含まれてくるということかと思つております。

○川端委員 言われることは言葉としてはわかりませんが、現実には例へば兵役に従事した人を通じて、その人たちの関連の資料、記録等々を集めて広く国民に周知をしていくことによつて二度と戦争を起こすまいというふうなことをしよう、そして関係者に対しては慰籍をしようというときに、恩給制度というかなり複雑な表によつて十二年という計算をしたときに、適用される人、されない人というふうな、まさに恩給法のお金にかかわる計算方法で、ただ一つの法律で仕切つただけの部分で戦争犠牲あるいは兵役参加という人をそういうふうなもので區別して、そういう人たちに中心な視点を当てて、周辺の人は含まれるので「等」ということで事業を行う

のですということが通用する理屈ですか。

具体的に言へば、この人は恩給をもらつてないということ、そうしたら、戦争に行つたという部分では同じであるけれども、つらい思いをした、苦しい思いをした、家庭もいろいろなことがあつたけれども、その人たちの中で、この人たちは恩給制度でいへば恩給をもらえなかつたから気の毒な人ですというふうな意味になつてはおかしいわけでしょう。そういう意味ではどうなんですか。どうもそれがわからないのです。

○平野政府委員 御承知のように、戦後処理態におきまして恩給欠格者問題についての考へ方というのは、国において何らかの措置を講ずることはないと、しかしさきの大戦であつた苦勞されたことについてはもう全くそのとおりであるというふうにお認めになつていらつしやるわけですね。したがつて、そういうような戦地における、あるいは内地かもしれませんが兵隊に服したその間のいろいろの御苦勞は、平和を祈念するという意味におきまして後世の方々にきちつと伝えることが必要なのではないか、こういうことでこのいわゆる特別基金をつくらうということ、今法案を提出させていただいたわけでございます。

したがつて、確かに対象を例へば恩給欠格者だけに焦点を合せてやるのかという、対人として申しますか人という観点で考えますとお話のよくな点もあるかと思ひますけれども、この基金で取り扱います、あるいは基金の業務として考へております「関係者の苦勞について国民の理解を深める」ということになりまして、恩給欠格者問題で言へば例へば兵役についた間のいろいろな公私にわたる御苦勞というものを伝えたいということでございますから、私もその点を踏まえてこの基金の運営に当たつてまいる必要があるのではないか、このように考へてゐるわけでございます。

○川端委員 水かけ論になるのであれですが、もう一つ、こういう一、二、三の事業を中心

とした部分が、平和を祈念し二度と戦争を起こさないというところで国民に訴へるということには私はあると思つてゐます。これは認められると思ひます。関係者に対して特定、限定したような事業ではないと思ひます。今幾ら言われても、それは言ひわけだと思つて。同じ兵役に参加した中で、恩給の適用を受けられないという人を特定していろいろ資料を集めて、この人たちが大変だつたというふうなことは私は私ではできないと思つて。そういう中でそういう人たちに慰籍ができると考へえなんでしょうか。慰籍でございますか。

○平野政府委員 どういう気持ちで、例へば慰籍の念と申しますか、そういう事業と申しますかそういう業務の中に持つかという点があるかと思ひますが、私もいろいろ関係者の方々の話を伺つておると、少し先生のお話から飛ぶかと思ひますけれども、個人的に何らかの措置をしてくれるべきであるという要望があることはもちろんでございますけれども、そういう方々の中には、例へば我々がこういうことをやつてきたということを後世に伝えて、こういうことが二度と起らないようなこともやつてもらいたい、こういう要望等も実はあるわけでございます。

したがつて、人それぞれ考へえはあろうかと思ひますけれども、私も私の基金が行う業務、事業は、関係者の方々の慰籍に役立つと思ひます。か、慰籍の念を示す事業として十分意義があるものではないか、このように思つておるところでございます。

○川端委員 いわゆる戦後問題ということで大きく三つがある、延々とかかつてゐるわけですが、そういう中で、未処理の大きなその三つの問題をやりましようというふうな条文を、第一の法案の趣旨にそういう三つの人たちに對してこの法律はつくるのですよというのを大段で持つてゐる構成をしながら、具体的に詰めていつた第二十七条においては、一般的に、戦争といふものを二度と起してはいけないといふ、まさに平和祈念に對する、もつと大きな範圍での平和と

いうものを考へたような事業を具体化する形で出てきてゐる。

だから、法案の趣旨としてあなたたちその三つの対象の人たちにこれからやりましようといふところが、全体的に大きな形で持つてくるということにこの法律の無理があると思ひます。構成がやはりおかしいのではないかと。三つの問題を対象とした趣旨であるならば、しかも三つは全く関連してゐない問題なんですから、個々に個別にどうするかということが出てこなければ、この法案としては大ぶろしきを上げた中に身が何もないという評価になるだらうし、そうだからこそ具体的に本當に慰籍されたのかなという感じがすると思ひますし、抽象的なものにならざるを得ないと思ひます。

ちよつと観点を交へまして、調査をやつていますね。実情調査ということ、答申の後によつておられるのです。「特別基金に関する関係者実情調査」といふのを六十二年七月におやりになつていますが、この調査の設問の趣旨と、この結果をどういうふうにかこの法案には関係づけられてゐるか、お伺ひをしたいと思います。

○平野政府委員 ただいま先生がおっしゃいましたのは、私も六十年に行つて、たしか六十二年七月でございまして一応資料としてまとめた「特別基金に関する関係者実情調査」のことかと思つております。

戦後処理問題懇談会報告が五十九年の十二月に出されたわけでございますが、私も特別基金検討調査室というのが六十年の四月に発足いたしました。そして、まず考へましたことは、こういう問題について関係者の方々がどんなことを考へてゐるのだからか、こういうふうなことでございまして、また、どんな実情にあるのだからか、こういうことでございまして、当時三つの問題から実はそれぞれ一万人の方々をアトラダムに抜き取りまして、そういう方々の現在の状況と申しますか、例へば年齢とか、職業があるかとか、収入がどうか、家族状況とか、そういうたいわ

ば生活状況というふうなもの、あるいはその方がそれぞれの問題にどういうふうにおかかわり合いになったのか、例えて言うならば、恩給資格問題にかかわっているとするれば、そういう方々はどのような軍歴みたいなものがあつたのか、あるいは特別基金というものが行おうとするならばどういうようなことをお望みになるでしょうか、こういうようなことについてそういう方々に調査をしたものでございます。

私も、この調査結果というものを十分に考えまして、今後の基金の業務を的確に運営するための重要な参考とさせていただきます、このように考えておるところでございます。

○川端委員 そういふ中で事業をこれから行われる、実際には運営委員会等々でこれからは考えていくということになると答弁があると思うので聞かないですけれども、そういう事業をされる場合に、今言われたようにこの調査が参考にされる。そうすると、例えば資料の収集を行うことを望みますかと言へば、望むとか、どちらかといえば望むとか、こういう答えが出ていくわけですね。資料ができれば欲しいですかと言つたら、欲しいとか、どちらかといえば欲しいとか、使いますかと言へば、使うとか、どちらかといえば使うとか、こういうふうになつていくわけですね。

こういう聞き方をするとういうふうに出てくるのは当たり前ですね。建物が欲しいですかと言つたら、まああればいいというのと欲しいというので、絶対要らないという人は余りおられない。使いますかというので大体ずつと相關を見ても、体が元気であるという人の数と使いたいという人が大体比例しておるのですよ、各三つの団体で。どちらでもいいという人は、病弱であるとお答えになつていられる人は体が悪いという、御承知のように高齢化していますから、それも旅行もできないという人は、どこにできるのか知らないけれども、そんなところへまで行けないなという人は余り期待を持たないということで、これ自体が誘導的で、私は特にこれが参考になる

ということではないと思います。そういう中で、設問はすべて、今おっしゃつたのは、そういう方が基金の運用に関してどういふことをお望みなんだろうというところで、参考にしたいというところでお聞きになった。施設の問題あるいは資料収集の問題、研修、いろいろなことを聞いておられる。これはこれで結構です。

そういう中でオープンアンサーがありますね。このオープンアンサーに対しての報告というのは出てくるのですか。それと、中身をどのように把握されているか。これは六十一年七月からですか大分たつていますのですけれども、その中身を教えてください。

○平野政府委員 オープンアンサー、つまり自由にお書きいただくということでございますから、そのまゝとめ方は非常に難しゅうございまして、実はこの調査票にもうまく載れなかつたというのが実際にございまして。

ところで、そういうこともございまして、実際どういふのがオープンアンサーと申しますか、そういう自由に書いてくださいということに多かつたかという点について、私もなりに分類をいたしまして、そしていろいろ私のものの業務を推進する上の一つの参考にしたというところでやつたわけでございますけれども、その中で申しますと、三問題ともに、いわば個人補償的な、的なという言い方は、例えば直接に個人補償の給付がもらいたい人とか、年金に連動してもらいたいとか、いろいろあるのございまして、いずれにしても個人補償的な色彩の要望をされた方が非常に多ございまして。それから特別基金事業、こういう事業を早くやつてもらいたいというお申し出の方もかなり数ございまして。あるいはそれ以外に目立つものとしたしましては、それぞれの問題の方々に、目的はあるいは違ふかと思ひますが、いづれにしても現地を訪問したいという方も非常に多ございまして。あるいは平和のための事業というものをやつてもらいたい、そういうような大きな四つ。あと細かく挙げますと、例えば戦友会

をやつてもらいたいとか、中には何も要らないとか、いろいろございましてすけれども、主なものな挙げればそういうものがあつたのではないかというふうに思つております。

○川端委員 その分は何か外に見える形でおまとめになつていられるのでしょうか。

○平野政府委員 正直に申しまして、必ずしも十分にまとまつておりませんでした。私がそういうことで项目的にいろいろ整理をさせていただきましてすけれども、十分にまだまとまつてないというのが実際でございます。

○川端委員 結局、先ほど言いましたように、いろいろな調査で出てくる分では、建物が欲しいですかと言へば、それは欲しいとか、あればいいとかいふ消極的賛成というので、絶対要りませんというのはいくぶん少ない。使いますかと言へば、使いたい、機会があれば使いたいになるし、絶対使わないのか、こんちくしょうという人はほとんどおられない。これは、個別措置を行わないという前提の中でこういうことをおやりになつたからそういう流れになつてくる。

しかし、やはり本当の皆さんの気持ちがどうなのかというのを聞くのが本来の趣旨であるということ、あなたは個々に個別補償、お金を出すとか云々じゃなくて、個別のことをやつてほしいですかというのを本来聞くべきだと私は思つていました。しかし、そういうことをすると余りにも生々しいのか何か、どういふことを考えたか知りませんが、例えば「その他、特別基金の事業として特に望むものがありましたら、下欄にご記入ください。」ということを出した。ここで我が党の米沢委員が六十一年の三月六日、これが七月に答えが出たわけですが、三月にそのことを聞いていたわけですね。オープンアンサーはどうなりますかと言つたら、「分類づけと集計が大変だ、」だから「その部分だけおくれることもあるかもしれません。」ということ、別にちゃんとまとめる、おくれるということとはまとめることになつておるわけですから。

そういう部分で言えば、まさに今言われたように、この平和祈念事業の個々の事業自体を何ら否定するものではないけれども、おのおのの人たちにとつては、きょうの午前中からの話もいろいろ専門的にはありましたが、個々三つの問題、おのおの違ふ観点から個別に戦争の戦後処理問題として政治責任としてきつちりやつていただきたいというところは別なことで、ここで言つておられる問題は、そういう意味で、個別補償を望むか望まないか、個別の対処を望むか望まないか、それを答申はノーであるからということではまづつきりしておいて、これらの人の慰藉を考えるとこれは無理だと思ひます。いやいや、こんなことをやるからありがたく思へというのでは済まない問題だと思つております。

そういう意味で、この三問題を戦後処理問題として処理するということ、それからここでこの法案としていろいろな事業をやるということとは別の次元の問題ではないか、今のままであれば、そういうふうな考えざるを得ないのですけれども、長官、いかがでしょうか。

○平野政府委員 先にひとつ御説明させていただきます。確かに、この関係者実情調査というものは、先ほど私も申しましたとおり、私どもの部屋ができたばかりで、戦後処理の報告に基づいてどういふことをやつたらいいのかという観点からまづ実情調査に手をつけたということは事実でございます。

ただ、その後、私も政府におきましての検討にいたしましたも、冒頭に官房長官から御答弁申し上げましたとおり、戦後処理問題懇談会の報告というものを基本方針としながらいろいろな観点から調査検討を行つて、その結果、今回のこの法案としてまとめたということでございます。○小淵閣務大臣 今御答弁申し上げましたが、この懇談会での結論は、特別の措置をすることには至らなかつたというのが懇談会の結論でございまして、にもかかわらず、今問題になつております

三つの問題につきましても、それぞれの問題として今日まで運動もされてまいりましたし、個々それぞれにその事由と解決方法も、それぞれ御希望の向きから出てきたこととございます。

したがって、厳密に言えば、その方向それぞれに解決すべきだということになりますれば、それぞれにあるいは何らかの措置を講じなければならなかったわけでございますが、政府としては、この懇談会の趣旨に基づきまして、この法案に盛り込まれたような形でそれぞれの問題を一括してこの処理をしようという形でまとめたわけでございますので、御質問の趣旨は理解するところでございしますが、セパレートしてそれぞれに問題进行处理しようという形をとらなかったということでは御理解をいただきたいと思ひます。

○川端委員 先ほど私ずっと前半御質問した部分で言うと、実際にこの法案で考えられている先ほど申し上げたような事業というのは、思ひとしてそういうものを総決算してこの法案でしようという趣旨として出てきているのはわかるけれども、やられようとしていっている事業自体は、個々にフィットするものではなく、もっと大きな抽象的な事業にしかなり得ないから難しいのではないだろうか、こういうことを申し上げたわけですが、そういう意味で、この法案自体が非常に無理があるのじゃないかということが一つ。

それから、よく御答弁の中に答申ではということが出てくる。そうすると、答申ではどう書いてあるかというと、三問題それぞれ個別に処理するものはないというのが一つの結論なんですね。そういう中で、この法案自体はまた後で四十三条、四十四条において、戦後強制抑留者の一部に対してだけ慰労品あるいは慰労金というのを支給しよう。これ自体は答申を尊重していいわけですね、答申では個別に措置するものはないということとを明言しているわけですから。その答申に沿ってこの法案が出てきたのに、なぜこの法案に特定の一部の者だけが出てきたのかを御説明を願ひたい。

○平野政府委員 いわゆる三問題を中心としたしました戦後処理問題につきましては、お話がございましたとおり戦後処理問題懇談会の報告、この趣旨にのっとり、それを基本方針としているわけでございます。

先ほど私も申しましたとおり、そういうことを基本方針としながら、なお関係方面といういろいろ調査検討を加えた結果、実はこれは御承知かと思ひますけれども、一昨午政府と与党との間である協議の結果、そういうことを基本方針としながらも、いわゆる戦後強制抑留者の方々に對しては、これまでの経緯等を踏まえて個別に慰労の気持ち等をあらわす措置をしよう、こういうことが私どもの最終的な結論になったわけでございます。法案はその趣旨にのっとりまして、戦後処理懇の報告の趣旨、これを基本方針としながらも、その後の調査検討の結果を加えて法案を作成し、ただいま御審議をいただいている、こういう経緯でございます。

○川端委員 今の御答弁では、なぜなのかということが、いわゆる抽象的な感情の話なんです。いろいろな議論をした中でそういう人たちは、言われても、合理性のある——そういう人たちは、きよの前の段の午前中の議論の中で、やはり国には責任がある、その責任を果たすのの一部ではあるけれどもというふうな考えられたのか、いや寒いところの毒だつたね、それで恩給に当たつていない人たちに限定してしようやないかというふうなされたのか、何かわからないけれども、何かもやつとして。すべてその流れがそういうふうにはつぎとした形で処理をされてきていない。

昭和四十二年に、全部終わりました、これで一切金財何もありませんということをおっしゃつた。そうしたら、いろいろな方が、いややはり権利の問題として、戦争責任の問題として考えるべきではないかということで運動をされ、多くの政治家の方も本当にそうだとということで立ち上がった。そういう中で処理態が設置をされ、五十九

年に答申をされた。ところが、それでも何もないしだと言つと、六十一年にはまた議員立法の案までできて、選挙公約で、これをやりましょう、頑張りましょうや、政府・与党は責任を持つてやりますよとおっしゃつて、一生懸命選挙をやられた。そうしたら、そのまた直後に閣議決定、選挙が終わつた途端に何かやつとした形になつてくるといふふうなことで、そして今度の場合もまた、なぜそうしたらシベリアの恩恵者だけが対象なんだろつかという、よくわからない。

実際、その関係者自身が非常に振り回された形になつていられるわけですね。一面では、言うときにこれですべては終わつていんだからということ、でその処理態の答申を盾にするわけですが、ある意味ではまた違つたような部分の話をし出してきて、答申に完全に整合しているとは言えないようなことが盛り込まれてくるということ、実際の対象者を非常に振り回す政治に對しての不信といふものが植へつけられることになり、慰藉どころじゃなくその気持ちに踏みにじることになつていられるのではないかとふうに思ひます。

その中で、二十七条の五に「前各号に掲げるもののほか、第三条の目的、いわゆる三つのことをちゃんとするという「目的を達成するために必要な業務を行うこと」といふふうな書いてありますね。このこと自体はどういうふうな理解をしたらいふのでしようか。

○平野政府委員 基金の業務につきましては、ただいまもお話ございましたとおり、二十七条に一号から五つと書いてあるわけでございます。この基金の目的を達成するために、この三号までで、四号もございすけれども、例示的に書いてあるもの以外には関係者の方々に慰藉の念を示す事業といふのはあり得るのではないかと、とてございまして、そこでこの第五号に、今お話もございましたとおり「前各号に掲げるもののほか、第三条の目的を達成するために必要な業務を行う」と、こういう規定を置きまして、今後運営委員会等で議論をされ、そして関係者の方々に慰藉

の念を示す事業として、この基金の目的に即した業務といふものがあれば行える形を法律の上でもとつておきたい、こういう趣旨でこの条項を置いたわけでございます。

○川端委員 いろいろこの法案自体がその前段の趣旨、目的と事業との間に非常に乖離があるという意見を私は持っているわけですが。そういう部分で唯一救われるのがこの五なんですね。これは読みようによつてはいろいろ読めるのです。そういう部分では、この法案自体のそういう整合性といひますか、趣旨、目的と具体的な事業との間に余りにも間口が違ひ過ぎるという部分、それを含めずために、運営委員会等々含めて、本当にその目的に言う三つの人たちに慰藉ができる事業といふのは何なのかといふことを、既存のいろいろなこととをわづらひずひと御検討していただきたいといふふうに思ひます。

時間が迫つてきたのですが、長官、これは非常に難しい問題であるといふのは重々理解をしていられるので、いろいろな中で、政治的に関係者に対して右往左往といひますか、結果的には心情として振り回されてきたと思ひます。こういう部分で、例えば表向きで言えども終わつたといふ感じがかりした、いやいや頑張らなければいけなかつたって頑張つてきた、先が見えてきたといふて任せてくださいと言われたので、もっと頑張つたらまた落ちてしまつていふようなことの結果的にはなつたと思ひます。そういう部分で、本当にこういう方々に対しての今のお気持ちといふのは正直申し上げてどうなんですか。政治家として、これからは事業としては慰藉をする、気持ちとしてはそういうことを一生懸命考へておられると思ひますが、正直なところ、私は今二十七条の五号にはまだほのかに先には明かりがあるといふ読み方ができるのではないかと、いふふうな申し上げただけですけども、それをむげに、いやいや全くそういうことではないといふふうにおつしやるのかどうか、その御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○小淵國務大臣 四十二年に政府としての戦後処理問題は終結したという基本方針でございましたが、川端委員御指摘のように、その後、いろいろな方々からさらに御要望もありましてそうした問題を解決してまいりました。今日この三つの問題につきまして、御指摘のように本来その一つ一つの問題について別個に処理すべきだという形での運動が展開されておたことも承知をいたしておりますが、重ねてでございますけれども、政府としては、懇談会におきまして既に戦後問題として処理すべきものはないという前提のもとで報告をしようだいをいたしました。しかし、いろいろい

わゆる三問題を何とか解決しなければならぬという各党それぞれの方々の御主張もございまして、そうした問題を解決する手段として、また報告の中にもこの基金の問題が指摘されましたので、ここでこの問題処理に当たろうということでは法律ができたわけでございます。

今後の問題につきましては、これをいかに考えていくかということにつきましては、有識者による運営委員会にゆだねたいというのがこの法律の趣旨でございますので、その場所におきまして適切なお答えを出していただけるものと我々は考えておるところでございます。

○川端委員 時間が来ましたので終わりにいたしますが、この平和祈念事業、公益事業をやられるということ自体、実は私自身も昭和二十一年一月生まれてから、戦争の記憶というのはいちろん全くありません、そういう世代の者にとっても、実際にいろいろな御苦労をされた方々の記録それから若い世代に伝えていただくということは非常に大事なことだと思います。そういう意味ではきちりとやっていただきたいという思いがあるのですが、それと三つのいわゆる戦後処理問題として残っている部分というのは、かなり性格が違う部分で対処せざるを得ない国の責任がまだ残されているし、これでは解決できないと思います。そういう意味で、なお一層政府におかれて御検

討あらんことをお願いいたしまして、質問を終わりにいたします。

○竹中委員長 柴田睦夫君。この際、参考人各位に申し上げます。本日、御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。

御意見の聴取は質疑応答の形で行います。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て御発言願ひ、また、委員に対しては質疑ができないことになっておりますので、さよう御了承願ひます。

○柴田(睦)委員 本日は、特別基金法案の審議に当たりましてお二人の参考人の方に御出席をいただいております。全国抑留者補償協議会の齋藤六郎会長、もう一方は、恩欠関係の全国軍人恩給欠格者個人給付実現推進連絡協議会、略称恩欠給付連の新島重吉事務局担当代表委員です。

お二人の方、どうもお忙しい中をおいでいただきましてありがとうございます。本来ならば在外財産関係の引揚者団体の参考人の方もお呼びしたいところでございますが、本日に与えられた時間が三十八分という短い時間でありまして、お二人にさせていたいただきました。関係者の皆さんのお気持ちを述べるには限られた時間でありまして、けれども、ひとつよろしく願ひいたします。また、国会という難しいところですが、ひとつ気軽に御意見を願ひたいと思います。

ただ、きょうは官房長官の都合がありますので、先にまず官房長官にお伺いしておきます。さきの太平洋戦争で日本国民は軍人軍属、一般人を含め三百万人のとうとう生命を失ひ、国土を焦土と化す未曾有の惨禍がもたらされました。戦後四十三年になろうとしているわけですが、いまだ異国に取り残された方もいらっしゃる。もう戦争は再びあつてはならないというのが国民の合意であると考えております。今日、日本は世界有数の経済大国と言われるようになりま

すが、いまだに戦後処理問題が残されているという

ことは本当にゆゆしい事態であると思ひます。

官房長官、戦後四十三年になろうとしている今日まで戦後処理問題が解決してこなかったその政府の責任についてどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 過ぐる大戦の経験から、日本人はひとしく過去を反省し、今日の平和の存在は多くの犠牲者によつて成り立つておるといふことも承知をいたしておることでございます。そのため、政府といたしましても戦後あらゆる点にわた

りましてその傷跡をいやすべく努力をいたしてきたところでありまして、遺家族の問題を初めとしたしまして、犠牲者に対する戦後の援護措置その他につきましては、許される財政の範囲で最大限の努力をいたしてきたというふうに考えております。

にもかかりませず、今御指摘のように幾つかの問題が今日まで残されてきたということにつきましては、それぞれの問題、まことに難しい問題でありまして、事簡単に解決のできない問題であつたために残されてきたものだと思います。私どもといたしましては、この機会に戦後の未処理の問題につきましては一応の区切りをつけたというところで、今回の法律案を提案いたしました次第でございます。

○柴田(睦)委員 私は、今なお戦後処理問題が国に求められているという原因、これはこれまでの戦後処理問題の対策が不十分であつたからだと思います。政府が行いました世論調査によりますと、戦後処理問題の政府の施策が十分だったと答えている人はわずか四％であります。これに對して不十分だったと答えている人がその七倍の二八％に上つておることも明らかだと思ひます。この四十三年にわたつて解決を見ていない問題、これは本当に解決していかなければならない、その強い態度が必要であります。

それでは参考人の方にお伺いいたします。今回は基本的問題に絞つて質問せざるを得ませんが、よろしく願ひいたします。

初めに齋藤参考人にお伺いいたします。

齋藤さんは、シベリア抑留中の労働賃金を国に要求して裁判をなさつていらつしやいます。この抑留中の労働賃金を国に請求するというシベリア抑留者問題の原点、どこが基本的な問題であるのか、ひとつ国民の皆さんにもわかるようにわかりやすくお話しいただきたいと思ひます。

○齋藤参考人 私ども全抑留といたしまして政府に労働賃金を要求しております。いわばこの会の原点と申しますのは、私どものシベリア抑留の体験に基づくものであります。

有名な作家山崎豊子さんのお書きになりました「不毛地帯」という小説の中にシベリア抑留のことが克明に記載されております。その中で、日本人は非常にだらしない民族はないんだと非常に厳しく批判されておるようでありまして、私どもは、事実山崎豊子さんのおっしゃる通りに、ソ連ではドイツ人捕虜に比べて二重にも三重にもつらい労働を強いられてきたと思ひます。

それは、何と申しまして日本政府が一九二九年ジュネーブ捕虜条約というものを批准しないままに我々を戦争に駆り立てた。我々は条約に對して全く無知でありましたから、ドイツ軍のように敗戦ずれた国の軍隊から比べてみた場合に、ソ連から十時間労働あるいは十四時間労働を強いられる何ら抗弁する手だてを持たなかつた、その残念さというものが今日の運動の原点になつておるわけでありまして、確かに労働賃金を我々が日本政府に要求しますということも大事でありますけれども、根本となるところのジュネーブ条約というものを日本政府が国内できちりと実施していただきたい、そういうことも運動の原点になつておるわけであります。

そういうことで、ソ連のもらわれなかつた労働賃金は、今のジュネーブ条約によりますれば、やはりこれは日本政府が一たんお支払いする代替の補償義務があるんだ、支払つた上で事後の問題

は国際的にソ連と話し合うことが今のジューネーブ条約六十七条ではないか。しかし、惜しいかな、日本政府は長らくこの六十七条の条約を反対に理解しておりまして、補償する国を抑留国であるというふうな日本語をやっておられたわけでありまして。そういうことで、歴代の政府はこのもとに答弁をなさってきた。この問題は既に解決済みでありまして、その問題が明らかにになりまして現在におきましては、やはりこのジューネーブ条約に基づいて捕虜の未払い賃金というものは日本国で払っていただくのが法律上の義務である、国際条約上の義務であるし、日本国がこの条約を批准した限りにおいては責任があるのではなからうか、こういうことが運動の原点になっております。

○柴田(睦)委員 よくわかりました。

それでは、新島参考人にお伺いしますが、新島参考人の方は、恩給資格者の問題で、軍歴期間の公的年金への通算、こうした個人補償を国に要求して運動をされておられますが、恩給資格者問題についての原点はどこにあるのか、この点についてお伺いいたします。

○新島参考人 まず冒頭に、このような機会を与えてくださった竹中委員長を始め諸先生方に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

ただいま御質問をいただいたわけでございますが、私もいわゆる恩欠者、恩給資格者が今運動してまいっておりますの原点は、いわゆる恩給をもらった人に比較して、ひとしく国の命令によつて軍務に服した者がその期間の長短あるいはその他の事情によつて極めて不公平な取り扱いを受けている、このことに對して、いわゆる終戦という思いがけない状態の中で、当然恩給資格者に対してはすべての該当事者に対してそれぞれの実績に對する応分の補償があつてしかるべきだという意味での個人補償。

そしてまたま公務員になった人と民間に勤めた人、この人たちが定年に達してその段階で実に顯著に違ふのは、戦前は公務員でなかつた人が帰つてきて選んだ道が異なつたことによつて、恩給受給者に、恩給資格者でありながら軍歴が通算されている、片つ方には通算されてない、これはいわゆる平等の原則である憲法の十四條に違反するのではないかというところで、私たちは軍歴をひとしく公的年金に通算してほしいということを願つて始めたのがこの運動の出発点でございます。

それから、実は全国の恩給資格者の方々、私がきょうこの時間にこの場所でお伺いにお答えしているいろいろ可能な限りのお答えを申し上げたいということでも手紙を出しているわけですが、恐らく全国の皆さん方はこの瞬間に期待をしております。

きょうここに百通余りの手紙を持つてまいりました。わずかに七十日そこそこの間に百数十通の手紙、全国の北海道から鹿児島に至るあらゆる団体、各級幹部役員の皆さん方から、嘆き、悲しみ、憤り、そしてあきらめ、さまざまの気持ちを託して私のところに届けてくださった貴重な手紙でございます。この手紙は新島個人に來た手紙ではございません。心から恩欠者に対する個人補償、官民格差を正す何とでも先生方にお願ひして実現してほしいということの願ひでございます。このこともこの際申し上げておきたいというふうに考えます。

○柴田(睦)委員 ちよつと関連して新島参考人にお伺いします。

今、新島さんのところに來た皆さんの手紙、その中で何を強く具体的な形で訴えておられますか。

○新島参考人 ただいま申し上げました個人補償、すなわち個々人に、それぞれの恩給には到達しないけれども持つてゐる軍歴に應じた個々の補償をしてほしい、いわゆる個人給付、個人補償といひますかをしてほしいということ、それから、今申し上げました官民格差、それをどんなこ

とがあつても是正してほしい、憲法違反ではないかという心からの叫びであります。

それから、今は話題になつていませんが、三年未滿の外地勤務者あるいは内地勤務者あるいは遺族、軍属は足切りをするということが一時ございました。そのときに運動の原点は、一カ月以上の軍籍を持つていたらみな補償の対象になるのだということ加入を促したわけですが、そして入つてこられました。ところが、私たちその勧誘した立場にある者にとつては、入つてこられた遺族、未亡人の方々が割られますが、この方々の前に立つたら何も申し上げることができないわけです。ただ、こうべを垂れておわびするしかない。それは私たちがおわびしなければいけないのか、あるいは、できますよ、補償しますと言つた先生方にその責めを負つていただくのか、そこらに私たちは大変苦慮しております。

○柴田(睦)委員 斎藤参考人にも関連してちよつとお伺いいたします。

会長さんです。かゝる会内においていろいろの方の御意見をお聞きになつておられますけれども、特に会内の意見として強調しておきたいということがございましたら、ひとつお願いいたします。

○斎藤参考人 会といつたしましては、賃金補償要求ということも大きな運動の柱になつておること、は事実であります。しかし、私どもは、ソ連でのいろいろの思い出、悲しみ、そういうものを現在六十を越した今の時点でも考えますと、我々の味わつた不幸せ、不幸というものは、日本の国会でジュネーブ条約をきちんと決めて国内的にも実施してくるならば防げるだろう、そういうこと

で、いわば賃金要求ということもあり得るけれども、今回の法案を見ましても、政府の措置で残念に思ひましたのは、労働賃金にかゝる補償というものの、当初、自民党が一昨年、選挙で示されたあの一項目が抜けていることが非常に残念だ、やはり戦争犠牲者に対するところの法律あるいは政策といつたしましては、四九年条約を日本国が加盟承認している以上は、それらの条約も尊重し

ながら決めてほしかった、こういうことが會員の中には非常に多いでございます。

○柴田(睦)委員 引き続き、斎藤参考人にお伺いいたしますが、シベリア抑留者の場合には、今回の法案に十萬円の慰勞金支給が規定されております。今回の法案全体でも結構ですが、今回の法案についてどのような御見解をお持ちでしょうか。

○斎藤参考人 まず冒頭におきまして、シベリア抑留の問題は今より四十数年以前の問題であります。その問題が、この国会で政府の法案によつてどのような形にせよ提案され御審議を願うということとは、私にとつては、この運動を主催するものにとつては非常な喜びでございますよう迎えておるわけでありまして。

しかし、その個々の内容から見ますと、なぜあのときの、一昨年の七月の自民党で提出された案であるならば満場一致で我々も賛成できたのになあ、こう思う心でいふべきであります。

特に、労働賃金ということをお前提にしませんから、一律十萬となりまして、シベリア抑留には十八年おつた者もあるわけでありまして。我々は我々自身をボツダム捕虜と称しておりますが、ボツダム捕虜以前に昭和十四年のノモンハンの捕虜もあるわけでありまして。先立つて昭和十三年の張鼓峰の捕虜もおるわけでありまして。こういう方々は、南方の小野田少尉あるいは横井軍曹のように政府からも特別の手当も何も受けてません、そういう人がこの日本の中にもまだ幾人か残存しておられる。

根本は、やはりこういうような祈念事業では救われない過去の日本の捕虜政策というものを直していただかないと、生きて帰つた我々はいけりけれども、あるいは我々ボツダム捕虜、昭和二十年以降の捕虜はいけりけれども、ノモンハンで捕虜になつて生きて帰つてきた者、あるいは張鼓峰から生きて帰つてきた者、日本政府からいただいた金、張鼓峰で捕虜になつた長野県成沢二男さんのお話によりますと、政府の方からは三萬二千元

受け取ったものであります。

私はこれを知りまして、今回の法律を見ますと「昭和二十年八月九日以来の戦争」となっておりますが、こういうこともやはりもうちよつと捕虜政策全体を見直すという気持ちに立つていただいたならば、やはり今後の日本はいま少しは人道の問題でも明るくなるな、それから平和という問題、戦争の問題を国民が考えるにはちよつといい機会ではあったのではなからうか、それを何か十萬の慰勞金の問題でこれを解決されて事が終わりますとなると、そういう問題というのは依然として残されておる。

そういう面では、昭和二十二年の東京国際裁判は日本軍の敵軍に対する捕虜の責任を問われたかもしれませんけれども、日本政府の、日本軍の内なる軍隊に対する捕虜の取り扱い方については、まだこれは何ら国会では御問題にされておらない。法的にも清算されてない。そういう面から、依然として、この法案の御提出にもかかわらず、この問題は解決しないだろう。

今後いよいよいろいろな面で法的な判断も加わってまいりますれば、そこで初めて日本の捕虜政策、かつての東条さん時代の政治の改めを今のこの民主憲法のもとに国会でやっていただけのだな、いわばその第一歩だ、戦後処理はこれで終わったのではなくてこれがスタートだな、このように私どもは理解しております。

○柴田(睦)委員 新島参考人にお伺いいたします。

法案では、恩欠者の関係は基金で慰藉するということで、慰勞金といったような個人給付は一切拒否されておりますが、恩給資格者の立場からは今回の法案に対してはどういう御見解をお持ちでしょうか、お伺いします。

○新島参考人 率直に申し上げまして、私どもはこういう法案がこの委員会で審議されるということとを大変悲しく、残念で、悔しい思いをしております。といいますのは、これは私どもが求めている、悲願としていた個人補償あるいは官民格差

正とは全く無縁の異質のものでございます。

したがって、本当に恩欠者、軍人軍属の恩給資格者に対して慰藉の心があるのだつたら、それを具体的な経済的な内容によって個々人に補償してほしい。

そして一方では、先ほど申し上げましたように公務員に対しては、戦前公務員であつたものがなかつたものが、帰つてきて公務員になつたことによつて通算され、でない者には全くこれは無縁であるという、そういうことは、強調申し上げますけれども憲法違反であつて公平の原則にもとる。

したがって私どもは、この法案はでき得るものであればぜひひとつ出直してほしい。もう一回もとに戻つて、それこそ原点にもう一回戻つていただいて、そして恩給資格者として、昭和五十一年の六月にこの運動が始まつたということを聞いておりますけれども、自來十二年、今出発点に立つたというふうに私は思います。今からこそ本當にこの恩欠者の悲願にかなう法案にしたいだきたい。でなければ今出していただいている法案、すなわちいわゆる慰藉するという意味での折念事業というところについては、私どもは大変不満であるというよりも、私たちの期待を裏切るものである、期待に沿うものじゃないということを強く感じておりますし、その声が私のところに多く寄せられております。この法案で結構だという意見は一つもございません。

○柴田(睦)委員 官房長官お留守の間にお二人の参考人の方から御意見を拝聴いたしました。午前中にも特に斎藤参考人はお話しになりましたし、官房長官もまたいろいろところで御意見を聞いておられると思ひますので、十分に御理解のことだと思ひます。

参考人の方が今述べられましたように、今回の政府提出の基金法案というのは、シベリア抑留者、恩欠者、在外財産関係者の要望ということから見ますと、これは基本的にこたえていないものであると言わなければなりません。関係者から批判の強いもう一つの理由というのは、

は、自民党がさきの同時選挙の公約を守らなかつたということです。さきの同時選挙で、自民党の方では戦後処理問題解決促進の公約を掲げました。そして恩欠者、抑留者のそれぞれの該当者に一人五十万円から百万円の特別給付金を支給する議員立法を関係団体に配付して、自民党が勝てば議員立法が実現するかのような宣伝をされて、関係者を選挙に動員されました。その結果提出されたのがこの法案になつてゐるわけです。これでは関係者が怒るのも当然だと思ひます。

そこで官房長官、今回の法案に対して、内容的にもまたその経緯からも関係者から大変強い批判が出されておりますが、この関係者からの批判を政府はどのように受けとめていらっしゃるのか、官房長官の御認識をお伺いしたいと思います。

○小淵國務大臣 この法案に對してもさきまな御意見のありますことは十分承知をいたしておりますが、この法案は、いわゆる戦後処理問題につきましても民間有識者による戦後処理問題懇談会の報告の趣旨に沿つて所要の措置を講ずることを基本方針といたしまして、具体的内容について種々の検討調査を行つてきた結果、国会に提出いたしましたものでございまして、厳しい財政事情のもとで国としてできる限りの措置をいたしたものでございまして、何とぞよろしく御理解をいただきたいと存じます。

○柴田(睦)委員 御理解をと言われても、今までのいきさつから見れば、やはりこれで戦後処理が終わつたということでは納得できないというふうな思ひます。

そこで政府に伺ひますが、一昨年の十二月二十九日、政府は自民党との間で「戦後処理問題に関する政府・党合意」を取り交わしております。この合意文書には、自民党側からは現在総理大臣である当時の竹下幹事長を初め八人の党役員の名、また政府側からは当時の後藤田官房長官、官澤大蔵大臣など三名が署名されております。この合意の第一項では、「いわゆる戦後処理問題については、先の戦後処理問題懇談会報告の趣

旨に沿つて、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うことで全て終結させるものとする」としております。この第一項の合意の内容が今回の基金法案を指していることは明らかであります。

そこで官房長官、今回の基金法案によつて政府は戦後処理問題をすべて終結させるという立場に立つておられるのでしょうか、もう一度お伺ひします。

○小淵國務大臣 たゞたび御答弁申し上げておりますけれども、いろいろ戦後幾つかの経過を経まして、この戦後処理問題につきましても先ほど御答弁いたしましたように懇談会の報告を得て今回の法案提出になつたわけでございまして、提出に至ります間、今委員お説きの政府と自由民主党の間に六十一年の十二月にこのような政府・党の合意が成立したわけでございまして、今回のこの法律案をもちまして戦後の問題についてはすべて終結をさせるものとした次第でございまして。

○柴田(睦)委員 終結させるというように言われますけれども、ただいまの参考人のお話を聞いただけでも戦後処理問題は何ら解決していないということが言えます。法案に直接関連しておられる恩欠者問題、抑留者問題それから在外財産問題にかかわる方々はもちろんのことです。そのほかの戦後処理問題もまだまだ多く残つております。とても戦後処理問題を終結させるという現状にはないのが現実だと思ひます。

そこで、参考人の方にもう一点ずつお伺ひいたしますが、戦後処理問題を終結させるという政府の態度は、これはもう皆さん方の問題に直接かわつてくる問題ですが、まず斎藤さん、政府がこの法案によつてすべての戦後処理問題を終結させるといふことについてどうお考えでしょうか、お伺ひします。

○斎藤参考人 私どもは、憲法の定めるところによりまして、これまで日本国政府に對しましては陳情を十年間続けてまいりました。同じように立

法府に對しましては、法律をつくつてくださるよう
に各党の先生方初め立法上のお願ひをしてまい
りました。さらにいま一つは、司法府にもこの問
題を提出しております。この三つの日本国の最高
機関で決定を見た場合には、よしあしは別といた
しましても、少なくとも私どもはそれに国民とし
ては従わなければならぬと思ひますが、まだ第一
審の判決もありません。そういう面では、私ども
はこの問題は最高裁まで争う十分に価値のある問
題だ、事シベリア抑留者の立場に限って言えばそ
のように思つておりますから、今の立法府、行政
府の措置とまた別個に、司法府の判断も待つてお
る立場にあります。

○柴田(陸)委員 新島さんの方は、この戦後処理
問題終結という考えに對してどういふお考えでこ
ざいますか。
○新島参考人 先ほど来、小淵官房長官が御答弁
の中で何回かお触れになりまして、昭和四十二年
に「たんにこの問題についてはビリオドを打ったこ
とがあるんだ」ということをおっしゃつておりまし
た。それから二十年を経過いたしました。ようやく
私たちの願ひが二十年の歩みの中でここに來て
いるわけですね。ここで幕を引いてもらつたのでは
困るのです。

よくこういふことが言われます。今回の法案の
中のいわゆる運営委員会の業務の中で個人給付の
道が開けるんだという、またそろそろいふ幻想め
いたことが言われている。これはただ単に口で言
われているだけではないで、文書によつてもその
ことが言われている。そういうことを言われている
んだつたら法案に入れたらいいじゃないです
か。それを入れないで、あたかもそのことが実現
するかのようなことを運営委員会に託すというこ
とはやめてほしいという願ひです。

それと、ここで幕を引いていただいたら、もう
あと二十年して再びこの問題を取り上げられると
いう日があつたとするならば、恐らく恩給欠格者
は一人も生きてゐる人はいないだろうということ
が予測されます。そのような法案を私たちは歓迎

するわけにはまいりません。したがつて、どうか
ここで先生方の御良識に従つて、この法案につい
てはぜひひとつ再検討をお願い申し上げたいとい
うふうに考えます。

どうも大変ありがとうございました。
○柴田(陸)委員 戦後処理問題を終結させる現状
にないといふことは、ここにいらつしやる皆さん
方が一番よくおわかりになつてゐることでありま
す。政府のやり方は、あえて言うならば終結では
なくて切り捨て、一方向的な切り捨てと言ふべきも
のであります。
我が党は戦後処理問題を終結しないという趣旨
の決議案も理事会に出しましたが、官房長官に改
めて戦後処理問題の終結というこの考え方の撤回
を強く要求して、本日の質問を終わります。

○竹中委員長 参考人各位には、御多用中にとこ
ろ本委員会に御出席いただきまして、まことにあ
りがとうございました。お引き取りをお願いします。
小沢辰男君。
○小沢(辰)委員 委員長並びに内閣委員の皆様方
の御理解をいただきまして私から若干質問をさせ
ていただく機会を得まして、本当にありがとうご
ざいます。

まず、私は総理府の平野参事官に伺いたいで
ございしますが、特別基金をおつくりになりまして
解決すべき問題は、この法案要綱にもございませ
うが、戦後抑留をされた皆様に対する慰籍の事業、
それから恩給欠格者の皆様に対するいろいろな慰
籍の事業、それから、さらに問題になつておりま
すのは引き揚げの方々の中で個人財産をなくされ
た方々の補償の問題というような三つの問題があ
るわけにございしますが、まず抑留者の皆様に対
して、昭和六十一年末に政府・与党の合意をいたし
まして、一応の決着を見たわけにございします。そ
れがいわゆる基金の特別事業として、いろいろな慰
籍の事業をやり、一人十萬円の慰籍料も支給し、
また銀杯等の贈呈もやる、こういうことになつた
わけにございしますが、この抑留の方々に對する慰
籍の事業というものは、まず感謝状、銀杯につい

ては法律は要りませんね、やれば行政措置ででき
ると思ひますが、間違ひありませんか。

○平野政府委員 先生のおっしゃるのは予算措置
でできるのかといふお尋ねかと思ひますが……
(小沢(辰)委員)「行政措置並びに予算措置が裏づ
けになつて行政府でやればできることであるか」
とつぶやければできるかと思ひます。

○小沢(辰)委員 そうすると、十萬円の補償をお
やりになるという場合に、これは基金でなくとも
国債整理基金で交付公債を発行する、例えば遺族
について、その未亡人に特別給付金をやる、ある
いは身寄りのない老父母に給付金を支給する、こ
れらが予算措置でできれば、そのためだけの法律
をつくつて従来ともやつておりますが、従つて基
金そのものの設立は必要はない、そういう法律さ
えできればそれでできるわけだと思ひますが、い
かがでございしますか。

○平野政府委員 政策判断は別にいたしまして、
技術的にそういうことができるのかといふお尋ね
でございしたら、それはできるかと思ひます。

○小沢(辰)委員 そこで、この特別基金をつくる
ということは、一番問題になりました恩欠の方々
に對する特別のいろいろな慰籍をやるために必要な
法律である。この基金をつくつて、その基金の運
営委員会で特別事業としてその内容を決定し、政
府に提議し、それを受けて政府がやる、こういう
ようなこととございしますと、一昨年末の政府・与
党合意に基づいてこの特別基金をつくつたという
ことは、まさに恩欠者のための特別な基金の設置
である。それ以外には、例えば官民格差の是正の
ために厚生年金法あるいは国民年金法の改正で
できるか、これは我が国の年金制度が横立制度を
もつてやつてゐる以上、戦後四十数年たつた今
日、これはできませんよ。そうすれば、この基金
をつくつた意味はまさに恩欠の問題を処理するた
めに基金法といふものをつくり上げなければなら
なかつたかと私は理解しますが、それで間違ひあり
ませんか。

○平野政府委員 先ほど先生の御質問に對しまし
て、政策判断は別にいたしまして技術的にできる
かといふお尋ねがございましたので、私はでき
ると申し上げました。

ただ、この特別基金をつくる経緯につきまして
は、先ほど官房長官のお話にもございましたとお
りに、一昨年の党と政府の合意がございまして、
この合意の第一項によりまして「いわゆる戦後処
理問題については、云々」といふことがございま
して、その中に特別基金をつくつて「関係者の労
苦を慰藉する等の事業を行うこと」で全て終結さ
せる。こういう一項があるわけにございします。こ
ういふ政府・党の合意に基づいてこの基金をつく
つたわけにございします。

○小沢(辰)委員 それはよく知つておりますが、
行政的に、技術的に、予算的に考えますと、抑留
問題はこの特別基金制度そのものを特に必要とし
ないと私は思つておるのです。しかし、政府・与
党合意によつてせつかつくるこの特別基金の事
業として、抑留問題をその基金の中で処理せしめ
ただけの趣旨だと思ひますが、いかがですか。

○平野政府委員 お話のことはよくわかります。
ただ、と申しますか、一昨年、今私が引用いたし
ました政府・党合意に基づきまして、一項にそう
いふことをうたい、二項において、「戦後処理問題
のうち、戦後強制抑留者問題については、これま
での経緯等を踏まえ、関係生存者に個別に慰勞の
気持ちを表わすため、書状、慰勞の品及び慰勞金
を贈呈することとし、基金の特別事業として行
う。」こういうふうになつてゐるわけにございま
して、先生がおっしゃいましたとおり基金に行
わせなくてもそれはできると思ふのでございま
すけれども、基金の特別事業として行つた方が非常
に効果的である、こういう観点からできたものだ
といふふうになつております。

○小沢(辰)委員 私がなぜこの点を冒頭に申し上
げたかといふことは、今度の二百億の基金をつく
るといふことは、これは恩欠者のために、いろい
ろな官民格差の是正に泣いてきた三年以上戦地に

勤務した方々の慰藉をやるために、そのためにはどうしても基金が必要、この基金の運用によってその事業をやる以外には、戦後処理のいろいろな経過から見てこれしかない、したがって、今度のこの基金法の主たる目的は全く恩欠者の皆さんのためである、こういうことを確認したいから言っているわけですが、あなたもその点は御異存はないと思うのです。どうですか。

○平野政府委員 私の上記したことがあるいはあれだったかと思いますが、基本的には私が申しましたとおり、この基金は、そういう政府・党の合意に基づきましていわゆる戦後の三問題に対処するために設立されるものではございますが、ただいま先生のお話にございましたとおり、昨年の予算編成時等におきまして、いろいろ先生がおっしゃったような経緯も踏まえてこの基金ができたということはおよく承知いたしております。

○小沢(辰)委員 そうすると、私は法案の内容ではなくて、この要綱を拝見しまして、第七項、基金の「業務」というのがございませぬ。それを読んでまいりますと、(4)、一番最後に「前各号に掲げるもののほか、」云々という書き方があります。この中で恩欠の問題を処理すると政府はおっしゃっているのですが、大体この基金が、もし私が言うように恩欠者が主たるその目的といえますか、そのためにできた基金とすれば、その基金の業務の第一に掲げるべき性格のものと思うのですが、いかがでございますか。

○平野政府委員 この二十七条の一項の並べ方でございませぬ、これは先生も御承知のとおり、私も基金の業務、「国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業」、こういうものの例示として、一の労苦に関する資料の収集とか展示、あるいは労苦に関する調査研究、さらには三号におきまして出版物その他の記録の作成、こう書いたわけでございます。

ただいま先生からお話ございました、いわゆる恩給資格者の方々に対する処遇というのは現在まだ明らかになっていないということがございま

して、いわば立法技術的な方途としてこういう順序になったということかと思っております。

○小沢(辰)委員 しかし、私も法律屋で長い間行政官をやりましたが、こういう法律は初めてです。この基金の主たる目的がむしろ戦後処理の問題のそれぞれの慰藉をやるためにつくられた基金だとするならば、それをまずはっきりして、そのほかいろいろな資料の収集とか出版事業とかそういうものもできるのだと書くのが通例なんですよ。私も法律家でございます。立法院の一人である。逆じゃないですか、これは。

○平野政府委員 関係者の方々に慰藉の念を示す事業、これをどういう順番に並べるかということかと思っております。先生のお考えも、もちろん私もより大先輩でいらつしやいますからいろいろお詳しいかと思いますが、私もどなたかしましては、そういう国民に理解を深める等の事業、その例示として関係者の方々の労苦に関する資料の収集、展示、そして調査研究、あるいは出版物、こういうふうにならば、そしてその他のいろいろあるか、そういう場合を想定いたしまして、この第五号と申しますか、一番最後のところに、「前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うこと。」と書いたわけでございまして、あるいは先生のお考えもあるかと思ひますけれども、立法技術的にはこういう書き方もあるのではないかなというふうに私は思っております。

○小沢(辰)委員 官房長官、私が今言ったことは私は当然のことだと思つたのです。したがって、この基金の業務をもし書くとしたら、第一には、「趣旨」に書いてありますような中でのいわゆるまだ残つておる戦後処理の問題をこの基金でやることを主たる業務にして、そのほか、この基金はせつかくつたのだから資料の収集やそういうものもできるのだと書くべきだと思つたのです。重点は平野さんのおっしゃるようによい(4)にあると考へていいですか。それをはっきりしな

いと困る。法律技術的にはこういう書き方もあると思ひますが、おっしゃったこともそれはわかります。だけれども、この基金の主たる使命は一体何だ、それはやはりこの(4)にあるのです。その全部が政府・与党の合意ですよ。そう考へていいですね。

○小淵國務大臣 ただいまの質疑応答を拝聴いたしておりましたが、恩欠問題に関して自由民主党、与党の中心的な役割でありました小沢先生の御主張ですから、この法案の中で例えば抑留者の問題については別途行政措置でできる、したがって残された重要な問題は恩欠の問題を中心とした法律案は成り立つておるものだという御認識は、長い間この問題に取り組んでおられた先生の御主張としてわからないではありませんが、政府といたしまして、法案といたしましては残されたいわゆる三つの問題につきましましてそれぞれにこの基金の中で処理しようという考へ方でござい

ましたが、いまして、恩欠の問題につきましまして、今二十七条の四ないし五の問題については、これから運営委員会が設置されるわけでございますので、その中でこの恩欠問題についてもどのような御判断をされるか、政府としてはこれを見守つていくということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○小沢(辰)委員 官房長官、ちよつと誤解があるのです。だからそれはいいのです。抑留の問題はこの法律案の中に詳しく書いてあるのです。だからそれはいいのです。抑留の問題は、この「業務」の書き方が、本来この基金というものをつくりました政府・与党の合意は、ここにありますよ、皆さんもお待ちだろつと思つたのです。恩欠の問題を処理するためこの基金をつくる。なぜかなれば、この経過は平野さんはよく御存じですが、我々自民党の国会議員連盟全員が入つておる特未連で合意をいたしまして、まず基金をつくれ、とにかくこの法案の出る前、恩欠で大騒ぎをするまでは、基金というものは戦後処理でいろいろあつたけれども全然

つくつていなかったのです。いろいろ恩欠の諸君がみんな運動してわあわあ言つて、この六十二年末の予算編成のときに初めて二百億の基金をつくりまふという合意が政府・与党でできたのです。したがって、たまたまこの基金法というものがつくられたので、抑留の問題のいろいろな規定をその中へ入れたのです。経過はそのとおりなんです。それはあなたもよく御承知のとおりだ。とすれば、この二百億の基金をつくつて、その基金の中に、今官房長官は運営委員会と、それは今度次の問題になる。だからこの基金の主たる任務というのは、また業務というのは恩欠の問題をやるためにできたのだということを、やはり我々自民党も国会も政府も同じ考へ方を持つていなければこの基金の運営がうまくいきませんよ。資料の収集とか出版物の何となく、そんなことはかりやつておつたら、どこからその金を持つてくるのですか。それでしよう。間違ひありません。

○平野政府委員 恩給資格者問題の重要性というのは、私も、私も十分認識しておるつもりでございます。

○小沢(辰)委員 そこで第一に問題点は、二百億の基金をつくると言つたのです。いいですか。そうして、その基金の名前はともかくとして、その基金でいろいろな特別事業をやつていきます、こういうことになつたんだ、政府・与党合意では、ところが、この条文を見ると、この基金の出資金は十億と書いてあつて、附則の方で、さらに不足の場合積み立てすることはできると書いてある。これも法律上は本末転倒なんだ。条文では、この基金は基金として二百億とする、五年をめどにそこまでするが、当面六十三年度は十億の基金の出資といたしますと書くのが本当じゃないですか。私も長いこと法律を勉強しているのだが、どうも法律屋としておかしいやないですか、どうですか。

○平野政府委員 この基金に対する出資の書き方をどうすべきかというところは、先生今お話しございましたが、いろいろな考へ方がございまして、私

ども、内閣法制局でござりますが、いろいろ議論いたしました。そして結果的に、まず当初の基金の資本金、いわば出資額というものが十億円であるということを押さえて、そうして政府は基金に追加して出資することができないという条件を設けておいて、そして附則の方に、さはさりながら先生が今お話しございましたように二百億というめどがあるわけでございますから、そういうものもいろいろお話しございましたけれども、関係省庁も知恵を出してやはり二百億というのを書こうということ、附則ではございましてけれども経過規定に入れた、こういうことでございまして、確かに法律の表現の仕方はいろいろあるかと思ひますが、私もはそういうような考え方でこの法律の作成に当たったということは御理解いただきたいと思っております。

○小沢(辰)委員 それは官房長官、政府・与党合意をはつきり見ていただきたいのですよ。「規模は、二〇〇億円とし五年を目途とする。初年度一〇億円」と書いてあるのです。政府・与党合意に法律上反しませんか。もし反しないというのならば、この附則の方で必ず二百億に五年以内にはしますと。若林君来ているが、答えなさい。

○若林(辰)委員 答え申し上げます。平和祈念事業特別基金に対する政府の出資につきましては、先生今御指摘のように、法附則三条により、六十三年から五年度を目途として、二百億円となるまで出資するというふうになされておるわけでございます。

先生御高承のとおり、予算は単年度ベースでその都度検討してまいらなければならぬわけでございます。本件につきましても、最終目標を念頭に置きまして、財政状況も勘案しながら決定されるものと考えられるわけでございます。財政当局といたしましては、法案の趣旨を踏まえまして二百億円の基金ができるだけ早く達成できるように努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○小沢(辰)委員 若林さん、できるだけ早く、五

年を目途に、五年以内にと、いろいろな政府・与党との折衝の経過があったのです。橋本幹事長代理も中に立った。官邸で我々も話し合った。五年を目途という目途というのはなかなか法律用語に適しないから、恐らく最終的には五年間で、あるいは五年以内という趣旨になろうと思ふから了解もしない。また、あのときは大蔵省の責任者も官邸の中へ入っておられたんだ。

私が言わんとするのは、二百億の金は我々は手をつけません。いいですか。それはそれぞれ分配することだけはやめようや、あくまでも基金なんだ。そういうことまで我々は譲歩して合意してある。ということは、無利子の金を積んだようなものだ。損するんじゃないんだ。利子がつかないかも知れないが、二百億を早く積んで、そしてこの事業が早く済めば、また二百億はあんたの方に返ってくるんだ。要らないんだ。これは返ってくるんだ。なるべく早くした方がいいじゃないですか。国債整理基金で出するのなら一週に二百億積んでさつとやった方が、無利子の金が十年も続いたら大変だよ、国庫は損だよ。あんたの方は短期間で、むしろ早くやった方が得じゃないですか。

この法律の書き方は、確かに法制局その他でいろいろなことがあったかも知れないが、単年度予算の編成の原則もある、それはわかる。しかし、法律の書き方で、二百億を目途にして毎年逐次出資をしていきます、五年を目途に出資します、当年度出資金は十億です、法律で書けないことはちつともないですよ。何にも単年度予算編成に影響しませんよ。方針に逆行することはない。私も大蔵の政務次官をやったんだ。ちつとも差し支えないんだ。ただ、与党だから一歩譲って、この法案でいいけれども、必ず二百億を早く積んで、そして事業ができるようにするというのを、できるだけ早く積んで、それは大蔵省も損でも何でもないんだから、金を補助金でばらまくのじゃないんだから。

官房長官、どうですか。いつまでやるかわから

ぬが、あなたは恐らく竹下内閣が続く限り重要な一番の大ブレイクであり、補佐だ。私の言うことは、政府の立場も考えて非常に真つ当なことを言っておると思うのですが、そのとおりですと、ただ一言答えてください。どうですか。

○小沢(辰)委員 法律の組み立て方としては、先ほど御答弁したとおり、何か法制局がどうしてもこのような法律の立て方以外になかったということとでございまして、二百億につきましては、それこそ政府・与党でこれを積み立てていくということをお約束しておることでございまして、先ほど主計官が答えましたように、可能な限り早くこれを積んでいくという努力をいたすべきものと考えております。

○小沢(辰)委員 期待をいたします。

そこで、政府・与党合意の中では、ことしは二百億一週に積みぬだろ、また来年どうするかということは、単年度の問題もあるから、そこにいるいろいろな事業をやる場合に不足も出てくるだろう、だから必要に応じて国庫が補助することができるようになる。政府・与党合意では決まっておるのだ。法案にはない。どうするんです。必要な場合は予算措置で必ずやります。必要な場合だよ、必要がなければいいけれども、それは明確にしておかないと、政府・与党の合意に反する法律になる。どうだね。

○若林(辰)委員 答えいたします。

今先生も御指摘のように、法案では、平和祈念事業特別基金は五年を目途として二百億円の基金を創設し、その果実で慰籍事業を行うということ

を予定しておるわけでございます。しかし、今御指摘のように、二百億円が積み上がるまでの間、基金事業の運営に要する資金に不足を来すことは当然考えられるわけでございます。これらの点にみましまして、六十三年度予算におきましては既に基金事業運営費に充てるための補助として約五億円を計上いたしましたところでございます。今後とも必要に応じて予算補助を行うことによつて、二百億円の達成前で基金の果

実が不足する段階にあつても、基金における慰籍事業が円滑に実施できるよう財政当局としても努めてまいりたいと考えております。

○小沢(辰)委員 了解いたします。

そこで、この基金の中に運営委員会を設ける、関係の団体の人も委員に入れていただく、その運営委員会が特別事業のあり方を御検討願つて、結論が出たら政府に提議をする、政府はそれを受けて、その運営委員会の決定を行政的な措置としてやつてまいります。こういうあなたの方の考え方が明確でない、先ほどあなたが質疑応答で、あるいは団体の方が言われましたように、この法案は全然自分たちの希望どおりになっていない、希望はどうだこうだという議論が出てくる。運営委員会が慰籍事業をやるんだ。慰籍事業というのは漠然とやるんじゃないんで、慰籍というのは個人に対する慰籍に決まっているのですよ、方法はともかくとして、慰籍というものを国民全体にやります、そんな慰籍はありませぬ。運営委員会が運営委員の良識をもつて慰籍事業について特別事業としてこれこれをするべきであるということになれば、政府は当然それを受けて実施に移されるものと理解していいですね。当然だと私は思うのです。

○平野(辰)委員 お話しございましたように、運営委員会という事業のあり方について協議をされ、それが提言されることになると思ひます。政府はそれを受けてどうするかということを取り組むということになるわけでございます。私も昨年暮れの政府・党との了解事項を誠実に実行していかねばいけない、このように思つております。

○小沢(辰)委員 誠実に実行されることを私は確認をさせていただきます。

そこで、恩沢の方々の要求は、先ほどの参考人がどなたか言われましたが、自分たちが恩給年限に達しないからそれだけの年限にに応じて何かくれ、こういう趣旨ではないのです。我々が聞いておりますのは、また私が会長をやつておる恩沢連

の団体の皆さん方は、先ほども参考人が一部触れられましたが、ある人は帰ってきて公務員になって通算をされ、国鉄職員になって共済年金に通算された。農村に帰った人は国民年金の通算はできない、会社にお帰りになった人は厚生年金の通算はできない、こんな官民の不公平はない。

その官民格差を解消するために何らかの方法をとりたいという考えから、実は最後に、わずかなではあります、その方法を一つの私の案としてまとめ、党にかける前に大蔵省に事務的にこれを検討するように言った案があります。大蔵省、主計官は知っておられると思いますけれども、その案は、官民格差の解消を、全部ではないけれども、毎月それぞれの格差は正のために少しずつでもあげ得るようなという意味で、わずかの、十年の交付公債を支給する案をつくって、私の私案として大蔵省にもやったことがあります。そしてその中に、今まで政府がやった交付公債は遺族にしてもその他にしても全部均等償還でなければならない、等償還の法律要綱も入れ、また政府が財政事情によつては繰り延べができる規定も置いて、国の財政事情等も十分勘案しながら、これが最良の案だと思つて私が提示したことがあります。

私は、財政の状況から見たりいろいろ政府の立場から見て、その案の方が、二百億の基金を積んで利息も何も政府は取れないで、その二百億でいろいろなことをやるよりは、政府としては、また財政上の立場から非常に有利だと思うのですが、主計官はあの案とこの案と、財政の立場からどつちがすぐれた案だと思われませんか。財政の事情によつては繰り延べもできる、不均等償還もできる、しかもわずかな金額である、十年間である。あの内容を頭に置いて、この二百億を積んでやるのと、財政当局として財政上どつちが有利と思われるか。

○若林説明員 お答え申し上げます。
昨年末の予算編成時点におきまして、先生今お述べになられたような御提案をちょうだいいたしておるということは私も聞いておりました。

ただ、その後、その案も含めましていろいろ政府内部、与党との関係で議論がございまして今回のような法案に至つたわけでございまして、今非常に限定的に、財政当局として財政的にどちらが有利なんだという御指摘でございましてけれども、我々としても実は先生の御提案のような案とこれを数式的にどうというふうな比較をしております。また、比較することも非常に困難な面もあるうかと思ひますので、ここでどちらが有利ということとはひとつ御容赦願ひたいと思ひます。

○小沢(辰)委員 なかなか苦しい答弁だと私は思うのです。しかし、それは政府としてはやむを得ぬでしょう。

そこで、私が申し上げたいのは、この法案をおつくりになつて運営委員会をおつくりになり、その運営委員会の提議を政府は尊重して何らかの行政上の措置をとりますと約束をいたしましたが、非常に大事なことは、運営委員会をやつていろいろ議論をするにも、まず事態の把握を正確にやつていかなければなりません。恩欠者の実態、例えば年齢構成がどうなつてゐるのか、そういう点の実態調査、実際の人たちがどれくらいいるのか。一時は、恩欠は約二百七十何万、この亡霊におびえて、恩欠は大変だ大変だ、政府の幹部もみんな恩欠の問題は三百万人も大変な問題ですとわあわあ言われている。実態を何らつかんでおらず、何百万という亡霊におびえて今日まで対策を延ばしてきたような気が私はするのです。

あなたは恩給当局者ですからよく知つておられるように、一時年金を支給された方々がいらつたとして、あのときの終戦後の方々は百万人だったでしょう。そうじゃないですか。約百万人だ、大体そうですね。そして、しかも申請をした人はたしか半分ぐらいだ。それも間違ひないと思う。大ざっぱに言つて大体五割ちよつとだ。そうすると、恩欠者は大変だ大変だと大騒ぎをしておつたのは、非常に調査が行き届かない、正確な数字も持たない結果だと私は思うんです。した

がつて、これから、基金ができた、法律が通つた、運営委員会をやります。運営委員会が一体どういう懸案をやるか、何人いるのかわからぬ、年齢構成もわからぬ、そんなことじゃ困りますね。そうでしょう。

私も、政府・与党合意の前に、官房長官おられますが、とにかく政府・与党の首脳部に三つの点を要求した。第一には基金を早急ににつくれ、それから第二点は少なくとも五億円の調査費を上げて正確な調査を早急にやれ、第三点は我々特未連の議員連盟が要求したあの趣旨を、それとは言わないが、その趣旨を考えに入れて最終的な決着を図つてくれ、この三点を要求したんだ。そうしたら、その三点目は余り明確に私どもの案が出ておつたものだから、それが表面に出てくるようなことになつてはあれだから、二百億の基金をつくることと調査をやることだけは政府・与党合意で決めた、それは御存じのとおりです。

その調査は、今年度法律が年度途中に成立するであろうから、いろいろやつてみたら六千万しか調査費がない。五億円の運営費を出した、予算に計上したとき主計官が言われたけれども、四億四千万は別のところへ行つてゐるわけです。六千万円で調査が全くだけないか。私はやる方法はあると思う。今までは毎年、二、三年前から五百万、一千万と積んできた。調査をやらない、サブプリング調査をやつた。そんなことでは運営委員会が正確な詳しい討議ができませんよ。どうしても実態調査をきちつと早くやらなければいけない。そうでなければ、運営委員会が個人に対するいろいろな慰籍事業をやろうと思つても、正確な実態がわからぬで議論できないじゃないですか。どうしますか。

○平野政府委員 私ども本当に申しわけないこととございまして、恩給資格者の実態についてどのくらい承知しているかということになりますと、先ほど先生も御引用になりましたけれども、六十二年三月の時点でどのくらいの人が生きてゐるかという調査を一応させていただきました。その結

果、一応二百七十五万人程度かなという一種の推計はあるわけでございましてけれども、ただいま先生からお話がございました例えはそういう方々の年齢別とかあるいろいろな条件に基づいた分析はまだできておりません。

そこで今年度、基金運営、調査の關係の経費として、先ほど主計官から御答弁申しましたとおり約五億円ございまして。その中で確かに調査費というものがお話がございましたとおり六千万円ほど計上されてゐるわけでございまして。この調査の内容、どういふ調査をするかということにつきましては、率直に申し上げまして今後運営委員会ではいろいろ協議をされる中でどういふ調査をしたらいいのかというあるいは御指示やら必要性やらが生じてくるだろうと思ひますので、今私がここでどんな調査をするのかということまで申し上げるまでは至りませんけれども、しかし運営委員会のいろいろな推移を見ながら、また基金の業務の必要性に応じて適宜適切に調査を行つていきたい、このように思つてゐるところでございまして。

○小沢(辰)委員 ちよつと平野さん、運営委員会で調査の方法をどうするかという議論をされると今答弁をされました。それは間違ひです。○平野政府委員 私の言葉足らずでございしました。私が申し上げたのは、運営委員会ではいづれにやろうとしようというようにすることを考えていく、その参考としての調査が必要ではないだろうか、そういう場合も調べて調査というものに取り組んでまいりたい、こういうことを申し上げたわけで、調査の方法とかそういうものを一々諮るという意味ではもちろんございせん。

○小沢(辰)委員 三年以上外地に勤務してお帰りになつた人で官民格差に泣いてゐる方々の慰籍をするためにいろいろこの慰籍事業をやる場合には、個人的に慰籍をやつていける場合には、官民格差なんだから差を縮めていかなければいけない、少しでもその期待にこたえるようにやつていただかなければいけません。これをやるかやらないかの議論をするのが運営委員会だろうと思ふんです。

よ。

それと同時に、今二百七十何万と言われましたが、これは軍人の勤務をされた人で、その数の中には私なんかも含まれているんだ。私は公務員に帰ってきたから恩給通算になっているんだ。そういう人は、我々は除いていくんですよ。三年以上外地にいないといけない。内地の人、艦砲射撃でやられたような人たちがその他の戦死者の方々と均衡を考えれば、これは泣いて我慢をしてもらっているんですよ。それらを全部ひくくめて恩欠者は二百七十五万で言っているから、大変なことだ、大変な金が必要なんだというので、みんな政府や財政当局は逃げ腰なんだ。

そうじゃないんです。本当に官民格差に泣いて慰籍しなければいけない人はもともとどんどん範圍が狭まってくるんだ。抑留の方は戦後であるが、戦中と同じように全部戦時加算の対象になっている。また抑留の方でも帰ってきて恩給をもらっている人、それはともかくとして、年限として通算をされている人もあるんですよ。公務員やその他の人は全部ある。抑留の方は農村と一般の民間の会社だけだなんだというところは全くありませんよ。私の友人にもたくさんいる。恐らくあなたの役所の周りでもいっぱいおられると思うのです。

そうすると我々は、この運営委員会ですらも官民格差に泣いていた方々の慰籍をやる事業を取り上げて考えていただかなければいかぬ。それがこの運営委員会なんだ。そのために二百億の基金をつくって、この基金をみんなにばらまくことはしませんが約束したんだ。早くこれがあれば、全部にはできないかもしれないが、五年なり何かの交付公債ということになって、調査が行き届いて、八十以上の人は何人ある、七十五から八十の人は何人ある、七十歳から七十五の人は何人あるということがわかれば、その人方にやっていくだけの財源は十分あるんです。それだから私は、調査をきちんと早くやりなさい。それで三年前から五百億をつけるあれをつけるといういろいろ

やったが、結局サンプリング調査でそんなことをやって実態がちっともはつきりしてない。

今あなたに聞けば、二百七十五万でありました、それはこの法案の政府・与党の対策の対象になっている総体の数ではないんです。その辺を政府としては、せつかく戦後処理を本場にこの基金でやるのならばそれが一番の大事な点なんだ。だから私が言うのは、六千万円でひとつきちんとした調査をやりなさい。市町村は三千三百ある、十萬ずつやれば幾らになりますか、三億三千万だ、そうでしょう。そのうち、まず当面一番恩欠の方々が多い、そういう県を取り出して年齢構成を調べていくことだとしていきますよ。六千万は中央で持つておいて、中央でサンプリング調査をやったり、そんなことをやるといつまでたっても実態は明らかにならないんだ。これはやはり我々政府・与党なんだから、内閣委員会の先生方もいらつしやるのだから、よく御相談を願って、この調査の六千万の金を、実態を明らかにするために、しかも運営委員会ですらいろいろな措置がきちつとできるための材料を得るためにどうしたら一番正確な調査ができるかということ、この法律ができたから早く進めていかなければいかぬから十分相談をして、政府・与党相談の上で急いでこの調査をやりなさい、政府として責任を持つてお答えをいただきたいと思ひます。

○平野政府委員 私、小沢先生のおっしゃっている意味はよくわかるのでございます。ただ、私もいたしまして、これから国会で御審議をいただいた基金をつくっていただく、そしてその基金内に設けられる運営委員会において今後そういった慰籍事業のあり方について御協議をいただく、こういうことでございまして、先生の御意見として先ほど外地云々というお話もございましたけれども、その辺のやり方についても実は運営委員会で御協議をいただくということになるわけでございます。

したがしまして、そういうような運営委員会の動きなんかを見ながら調査の内容も決めていく必要があるのではないかな、こういうことを私ども申し上げているわけでございます。ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。

要があるのではないかな、こういうことを私ども申し上げているわけでございます。ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。

○小沢（辰）委員 それは平野さん、ちよつと本末転倒しているんだ、あなたの言うことは。運営委員会が審議をしながら、また必要性があれば調査をしていきます、そうではないのですよ。いいですか。運営委員会が特別事業としてやるためにどうしたらいいかという議論を委員がされる場合に、実態が明らかでないで済みますかと言っているんですよ。だから六千万使って早く実態調査をやりなさい、足りなければ来年また大蔵省は必要に応じ補助をするんだから。基金が当面六十三年度出資金十億でしよう。十分な調査費が出るはずないじゃないですか。初めは調査費として五億円を出そうという約束まで我々としたんだ。ふたをあけてみたら六千万で、あと四億四千万はほかの事業になったんだ。だから、これは政府・与党だから今さらわあわあ言わぬけれども、とにかく調査だけはきちんとして、その調査の内容が運営委員の皆さん方にわかってないで済ませんよ。

官房長官、どうですか。そうでしょう。だからきちつとした年齢別の調査を早くやっていくということは当然のことなんです。調査費もあるんだから。調査のやり方については関係団体の皆さん方とよく相談もし、与党の先生方とも相談をして、また野党の皆さんの意見も聞いてもいいでしょう、とにかく早くやる。実態を早く把握する。それは当然のことだと思ひます。私は何も無理な要求をしているのでもないし、何でもありません。それはそのとおりです。調査を急いでやりましょうという答弁が当然出ると思ひました。運営委員会のいろいろな議論を見ながら、またどうい調査が必要も出てきますからなんてそんなばかなことを言っておつたら、主計官、何のためにちよつと官房長官、ぴしつと、調査は調査で実

態を把握しなければ何もできないのだから、調査をやりなさいと言いなさいよ。大蔵省の答弁じゃないんだよ。

○若林説明員 お答えいたします。予算編成過程でいろいろ議論があつた結果、戦後処理問題について基金をつくって事業を進めていく。事業を進めるに当たってはいろいろ実態を把握して、その実態を前提にしているいろいろな事業を進めていく。また、その実態をどういうふう把握していくかということ等いろいろ必要な検討事項がある。その中で調査に必要な資金というのが今回六千万予算計上されておるわけでございます。

この予算、これは直ちに調査することを前提にしておるのか、ないしはどういう調査をやればいいのかということ運営委員会がまず議論するのからというところは、まさにこれから基金ができてからどれが一番いいかということ御検討いただければいいのではないかと私は思つておりました。この六千万の予算は直ちに調査をするということなのか、どういう調査をやるかをまず検討すべきかということ、これは同時に進行されるべき問題であるかもしれませんけれども、観念的には分け得るのかなというふうに考えている次第でございます。

○小沢（辰）委員 これはおかしいことを言うね。あなた、篠沢次長に帰つてからよく聞いてみなさいよ、私の部屋でいろいろ話したんだから。調査を、実態を把握しないで運営委員会ですらいろいろ問題が出たときに、それに必要な調査というところは起り得るかもしれない。それはそれとして別問題なんだ。恩欠者の実態を数字的に正確に政府がつかんでいなくて、どうしてあなた、運営委員会が開かれますか。運営委員会というのとはそんなことをやる運営委員会じゃないんだよ、最初の政府・与党の合意では、それは平野さんにもよく御存じだ。運営委員会というの、特別事業としてやることのあり方を

検討する運営委員会なんだよ。それがはっきりしないよ。この法案はおかしいよ。平野さん、おかしいよ。それはあなたもよく知っているはずなんだ。運営委員会というのは、この法案の趣旨にあるように、慰藉のいろいろな方法、どういう事業をやるか、そういうものについて審議する運営委員会なんだよ。そうでしょう。だからこそこれが提議をする政府・与党で書いてあるんだ。その辺のところは正確に、あなた方がこの法律を出しているが運営委員会の性格がはっきりしないよ。うじゃ困るよ。これは大変なことだよ。どうですか、先生方。

○小沢国務大臣 今御指摘をされましたことは、政府と与党との間で予算編成時にこの問題の取り扱いの中でいろいろ議論されたことは事実だろうと思います。

ただ、政府として改めて法案を提案いたしました以上は、ここでこの法律を通過させていたがまして、この運営委員会というものが設置をされた上で、たゞいま小沢委員は過去の経緯も十分承知の上で、この特別事業というもののうちでは、当然のことながら恩欠問題についてはすべての資料が整って、調査が済んで、仮に個人的ないろいろの対策を講ずるとしたらどのくらいかかるかというところまで含めてしなければならぬということのみずから前提を置きながらお話をされているわけですが、また、そういうことの話し合いは過去、政府と与党との間でいろいろ御議論された経過もあるかと思いますが、現在、法律を提案いたしました以上は、この慰藉事業について、具体的内容について、改めてこの法律が通過した上でこの運営委員会で決定をさせていただくという建前でございますと、この法律につきましましては、あらかじめ予断を持って対処することはお許しをいただきたいと思うわけでございます。

○小沢(憲)委員 それはわかつてるよ。いいですか、政府・与党合意、あなた方、官房長官もみんな入ってやっているんだよ。あなたも入っているんだよ、そんなことを言つて。五番目にある。

いいですか。「基金内に、関係者の内から、推せんされた者を含む運営委員会を設け、慰藉事業などを含めた特別事業等のあり方を協議し、政府に提議する。」になっている。調査するなんて書いてないんだ。調査の方法について審議するなんて書いてないんだ。特別事業のあり方について協議をするため運営委員会を設けているんだ。その運営委員会が特別事業のあり方を検討するに当たっては調査が必要ではないかねと私は言っているんだ。あなた方の答弁を聞いてみると、ちつとも私の言うことを理解してないんだ。何もここで個別にやらないんだ。今ここで決まりましたなんて言っていないんだ。

今、官房長官は、そのあり方は今後の問題ですと言いが、それとおりなんだ。この運営委員会では慰藉事業のあり方を検討しないさい、その委員の中には関係者からも推薦がありますよとなつていんだ。調査は別なんだ。そのためにあり方を協議するの、実態がわからないで協議できますかと私は言っているんだ。それは当たり前のことじゃないか。そうすれば、六千万調査費を計上したのも、運営委員会の費用じゃないんだ。調査費なんだ。大蔵省、六千万ちゃんと出しているじゃないか。それで調査しないと言っているのに、どうしてぐずぐず言っているんだ。当たり前じゃないか。これは政府・与党だから、決して意地悪質問やつてないんだ。本当にそれとおりやつていんだ。一体わかつてるのかわからぬのか、これはおかしいね。調査やりますか。この法律が通つたら早く調査やりますか。当たり前のことじゃないか。

○平野政府委員 確かに実態をしつかり把握するということは必要だということはおわかつております。私もあなたがた申し上げたかったのは、そういう状況に際してきちつとした実態を把握するように今後努力していきたいと思つております。

○小沢(憲)委員 いや、ちつと待ってください。それはだめだ。状況に応じてなんて、そんな

ばかなことありますか。そこがあなたの間違いないんだ。私が言っている六千万の調査費というのは、特別事業、慰藉事業のあり方をやる運営委員会の資料として、恩欠者というものは、三年以上外に勤務し、恩給通算のない方々の実態はこうでございます、何人でございます、その年齢はこうでございます、ということをやんとその前に調査をしておく義務があるじゃないか、君ら。何を考へておる。これは先生方みんな、だれが聞いても僕の言うとおりでいいのです。それをほつてりしててください。そうでないこれは進まない。

私はもう時間が来たからやめますが、当たり前前のことを言っているんだ。政府を困らして言っているんじゃない。六千万お金がついているじゃないか。大蔵省は、それは別の経費でつけたのか、六千万。実態調査の金でつけたんでしょう。我々は五億と言つたけれども、まあ年度はあれだから六千万ということになったのだと理解をして、何も五億云々と言つてないのだ。六千万調査費。篠沢さんは私の部屋へ来ている打ち合わせをしたのだ。確かにあのときには要望がありまして五億円と決めましたが、いやほかの金がありますので、初年度は六千万ぐらいでひとつとりますので、調査をやります、来年また必要なら追加をしてその調査費をあれします、こうなっているのだから、これは別のことを言っているのじゃないんだ。それは平野君は理解しておるはずだ。何でそんなことをあれしているのです。運営委員会で何か議論があつて必要な調査があればまた追加してやればいじやないですか。人数がどれくらいいるのか、年齢構成がどうなっているのか、その調査だけでも早くやらなければだめでしょう。

いいですね。よければこれで終わりますよ。何かさつぱりわからないのだ。理解をしてないのだ。私も理解が不足だ。君ら担当者のくせに、そんなことではだめだ。やると答弁しない。

○平野政府委員 先生のおっしゃることよくわかりますし、実態をしつかり把握することよくわかつて、確かに行政を進めていく上で、施策を進めていく上で極めて重要であるということは十分認識いたしております。

○小沢(憲)委員 だからやるのでしょ。認識したつて、六千万の金をそれでは使わないのですか。

○平野政府委員 私が申し上げておりますのは、先生の御趣旨はよくわかるのでございますが、そしてどういふ施策をやるかということについては……

○小沢(憲)委員 いやそれは別だと言っているのだ。委員長、注意してください。同じことばかり言っているんだもの。

○平野政府委員 要するに、運営委員会という決めたのだとくという法律の立て方になつているために、その中のいろいろなことについて私どもの方で先に云々と言つるのは、私どもの立場としては非常に難しいのではないかと。ただし、必要性は私は十分認識しているつもりでございます。

○小沢(憲)委員 これでやめますが、どうもあなたは理解が不足だ。

運営委員会の中でいろいろのことをやるための調査を言っているのじゃないのです。いいですか。どうもあなたは運営委員会というものが、出てきて、そのための必要な調査を何とか、それを見なければわかりませんか、そうじゃないんだ。それがどうしてわからぬのか。

委員長、政府・与党ですから、後でこれは質問でなくたつてやれますから、私は後でよく教えさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○竹中委員長 委員長も了解しました。次回は、来る二十八日木曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第八号

昭和六十三年四月二十六日

昭和六十三年五月十二日印刷

昭和六十三年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局